

広陵町第4期障がい者計画
広陵町第7期障がい福祉計画
広陵町第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

広陵町

あいさつ

広陵町では、平成 30 年 3 月に「広陵町第 3 期障がい者計画」、令和 3 年 3 月に「広陵町第 6 期障がい福祉計画」及び「広陵町第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、「障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまち」を目指し、障がいのある人がライフステージに応じた必要な支援を受けながら、住み慣れた町で自分らしく生活ができるよう、目標の実現に向けて施策や事業を実施してまいりました。

近年、少子高齢化や家族形態の変化に伴い、福祉ニーズの多様化や地域のコミュニティとしての力は低下しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行が長期にわたり、障がいのある人が必要とする福祉サービスの利用や社会参加活動が制限されるなど、日常生活に多大な影響を及ぼすとともに、町として充足できていない課題が浮き彫りになりました。



このような状況を踏まえ、今後 6 年間（令和 6 年度～11 年度）における障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「広陵町第 4 期障がい者計画」と、今後 3 年間（令和 6 年度～8 年度）における障がい福祉サービスの見込み量等と、その確保のための方策を定めるものとして「広陵町第 7 期障がい福祉計画」及び「広陵町第 3 期障がい児福祉計画」を策定しました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」の基本理念である「誰一人取り残さない」という包括的な視点を計画の根底に置き、すべての人の平等かつ公平な社会参加を目指して、各事業を進めてまいります。

本計画の目標の実現に向けて、地域での相互理解を深め、福祉・医療・保健・教育等の関係者が連携して取り組むことが重要になりますので、一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました広陵町障がい者施策推進協議会の皆様をはじめ、アンケート調査、意見募集（パブリックコメント）等にご協力をいただきました町民の皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月 吉日

広陵町長

山村吉由

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定の基本的な考え方	2
1 計画の趣旨	2
2 近年の障がい者福祉制度における国の動向	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象	7
5 計画の期間	7
第2章 障がい者等を取り巻く現状と課題	8
1 人口構造	8
2 障がい者の状況	9
3 障がい福祉サービス等の実施状況	14
4 地域生活支援事業の実施状況	20
5 アンケート調査結果	22
6 第3期障がい者計画の評価	49
7 今後の施策展開にあたっての課題	54
第3章 基本理念と施策の体系	57
1 基本理念	57
2 基本目標	58
3 施策の体系	60
第2部 各論	61
第1章 第4期障がい者計画	62
1 日々の暮らしを支えるまち	62
2 生涯を通じて暮らせるまち	65
3 安全・安心なまち	69
4 自立した生活を支えるまち	72
5 とともに支え合うやさしいまち	74
第2章 第7期障がい福祉計画	76
1 令和8年度までの数値目標	76
2 障がい福祉サービスの見込み量と確保の方策	80
3 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策	85
4 その他の活動指標	92
第3章 第3期障がい児福祉計画	95
1 令和8年度までの数値目標	95
2 障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策	96
3 その他の活動指標	97

第4章 計画の推進体制	98
1 住民・当事者・ボランティア・団体・行政の連携	98
2 庁内推進体制の充実	98
3 当事者の参加促進	98
4 国・県・近隣市町村との連携	98
5 進捗状況の把握	99
資料編	100
1 広陵町障がい者施策推進協議会について	100
2 庁内ヒアリング担当課名簿	103
3 用語集	104

※本計画において「*」を付した用語の解説は、資料編：3 用語集（P104～P107）に示しています。

第1部 総論

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の趣旨

広陵町（以下、「本町」という。）では、平成 30 年 3 月に「広陵町第 3 期障がい者計画」を策定し、『障がい者*10 が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまち』の基本理念の実現に向けて、幅広い分野における障がい福祉施策に取り組んできました。また、令和 3 年 3 月に「広陵町第 6 期障がい福祉計画・広陵町第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、本町のサービス提供体制のさらなる整備と充実を図りました。

国においては、平成 23 年の「障がい者基本法*11」の改正、平成 24 年の「障がい者虐待防止法」の施行、平成 25 年の「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障がい者総合支援法*14」という。）の施行など、障がい福祉の充実に向けた環境整備が進められてきました。

平成 28 年には「成年後見制度*18 利用促進法」の施行や「発達障がい*26 者支援法」の改正、平成 30 年には「障がい者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正、令和 2 年には「障がい者雇用促進法*12」の改正が施行されるなど、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

近年では、令和 3 年に「障がい者差別解消法*13」が改正（令和 6 年施行）され、国や自治体だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務づけられるなど、障がい者に対する理解や配慮の広がりがより一層求められています。また、令和 4 年に改正された「障がい者総合支援法」（令和 6 年施行）では、地域生活の支援体制の充実、就労支援の推進に加え、精神障がい者や難病*24 患者への支援体制の強化が求められています。

今回、「広陵町第 3 期障がい者計画」及び「広陵町第 6 期障がい福祉計画・広陵町第 2 期障がい児福祉計画」は令和 5 年度をもって計画期間が終了することから、これまでの取り組みを検証し、本町の障がい者福祉を取り巻く現状や課題、また、新たな国の障がい者制度や県の動向等を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「広陵町第 4 期障がい者計画」及び「広陵町第 7 期障がい福祉計画・広陵町第 3 期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画における「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字が与える印象と、障がい者ご自身の心中に配慮して、「害」という文字を「がい」とひらがな表記しています。

法令用語や固有名詞等は、文字を変更することにより本来示すべき対象が特定できなくなる恐れもありますが、文中に「障害」と「障がい」が混在し混乱を引き起こすことを避けるために、法令名、法令用語、国の指針等、固有名詞も含めて全て「障がい」と表記しています。

2 近年の障がい者福祉制度における国の動向

年	主な動き
平成 23 年	○「障がい者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁*8の除去、差別*6の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	○「障がい者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	○「障がい者総合支援法」の施行及び「児童福祉法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業*21の追加 等 ○「障がい者優先調達推進法」の施行 ・障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 ○「障がい者基本計画（第3次）」策定 ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記、計画期間の短縮 等
平成 26 年	○日本が「障がい者権利条約」を批准 ・障がい者の権利を実現するための措置等を規定 ○「障がい者総合支援法」の改正・施行 ・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 27 年	○「障がい者総合支援法対象疾病検討会」による対象疾病拡大
平成 28 年	○「障がい者差別解消法」の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 ○「障がい者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 ○「発達障がい者支援法」の改正・施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	○「障がい者基本計画（第4次）」策定 ・当事者本位の総合的・分野横断的な支援、「心のバリアフリー*27」の取り組みの推進 等 ○「障がい者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正・施行 ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
令和 2 年	○「障がい者雇用促進法」の改正・施行 ・障がい者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障がい者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設 等
令和 4 年	○「障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行 ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進 等
令和 5 年	○「障がい者基本計画（第5次）」策定 ・共生社会*4の実現、持続可能で多様性と包摂性のある社会（SDGs）の実現
令和 6 年	○「障がい者差別解消法」の改正・施行 ・民間業者の合理的配慮の提供義務 等 ○「障がい者総合支援法」の改正・施行 ・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点*20等の整備の努力義務化、多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」を新規創設 等

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「広陵町第4期障がい者計画」は、障がい者基本法第11条第3項の「市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障がい者計画）として位置づけられるものであり、本町における障がい者施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。

■障がい者基本法における計画の位置づけ

- 第11条 政府は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「障がい者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障がい者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障がい者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障がい者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障がい者基本計画及び都道府県障がい者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障がい者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障がい者政策委員会の意見を聴いて、障がい者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障がい者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 6 市町村は、市町村障がい者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障がい者その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- 7 政府は、障がい者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第2項又は第3項の規定により都道府県障がい者計画又は市町村障がい者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第4項及び第7項の規定は障がい者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障がい者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障がい者計画の変更について準用する。

「広陵町第7期障がい福祉計画」は、障がい者総合支援法第88条の「市町村障がい福祉計画」として位置づけられるものであり、本町における障がい福祉サービスの充実と、支援体制の計画的な整備を目指すものです。

また、「広陵町第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の「市町村障がい児福祉計画」として位置づけられるものであり、本町における障がい児支援の提供体制を計画的に確保することを目指すものです。

■障がい者総合支援法における計画の位置づけ

- 第88条 市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障がい福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障がい福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障がい福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- (4～5略)
- 6 市町村障がい福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障がい児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- (7～12略)

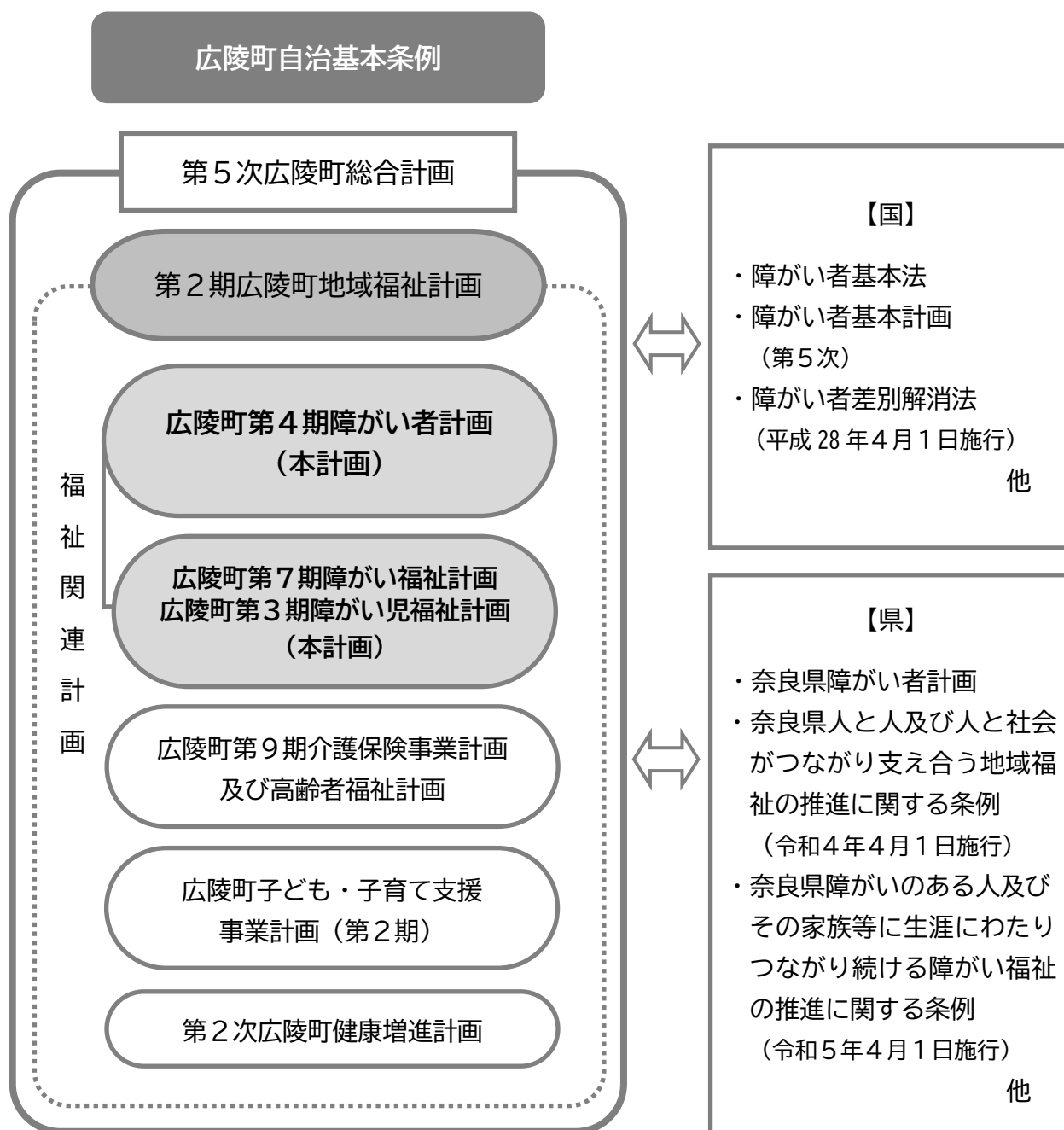
■児童福祉法における計画の位置づけ

- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障がい児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障がい児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障がい児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障がい児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- (4～5略)
- 6 市町村障がい児福祉計画は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障がい福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- (7～12略)

(2) 各種計画における位置づけ

本計画は、町政の基本方針を示す最上位計画である「第5次広陵町総合計画（計画期間：令和4年度～令和15年度）」及び本町のまちづくりの基本規範となる「広陵町自治基本条例」と整合性を図るものとします。

また、総合的な福祉に取り組むための計画である「第2期広陵町地域福祉計画」を上位計画とし、関連分野の計画である「広陵町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「広陵町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」、「第2次広陵町健康増進計画」や、国・県の計画や法律、条例とも整合のとれたものとし、連携を図っていきます。



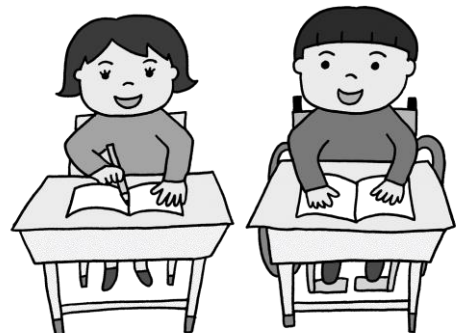
4 計画の対象

本計画の対象は、障がい者基本法において障がい者と定義されている「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、療育の必要な児童や自立支援医療*16の支給を受けている人並びに治療方法が確立していない疾病やその他の特殊な疾病（難病）患者等が含まれます。なお、「障がいのある者」には、障がい者手帳を所持していない人も含まれます。

5 計画の期間

本計画の期間は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6か年とします。ただし、「広陵町第7期障がい福祉計画」及び「広陵町第3期障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年とします。

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
広陵町 障がい者計画	← 第4期 →					
広陵町 障がい福祉計画		第7期			第8期	
広陵町 障がい児福祉計画		第3期			第4期	

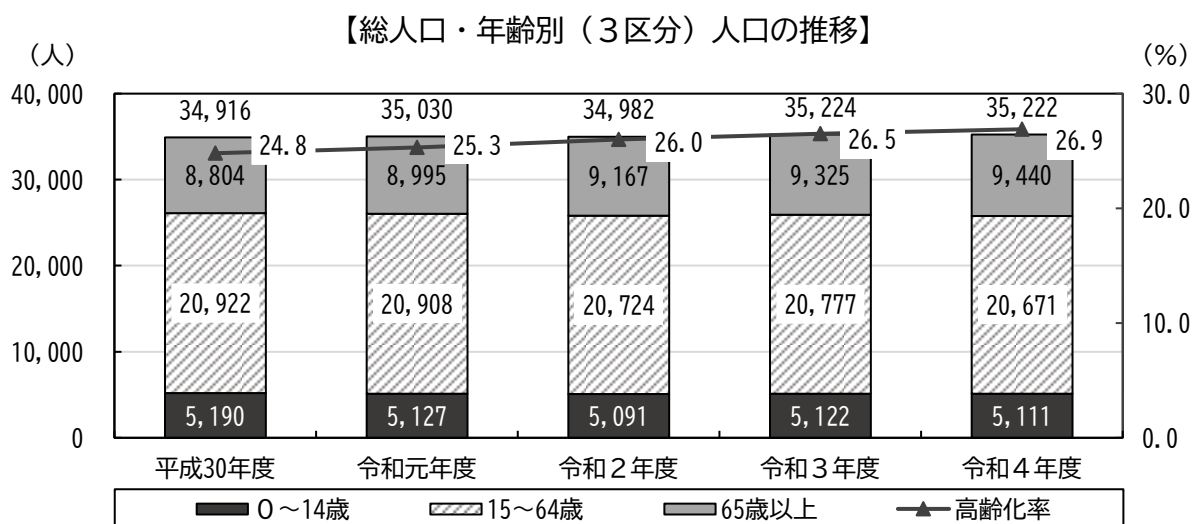


第2章 障がい者等を取り巻く現状と課題

1 人口構造

(1) 総人口・年齢別人口の推移

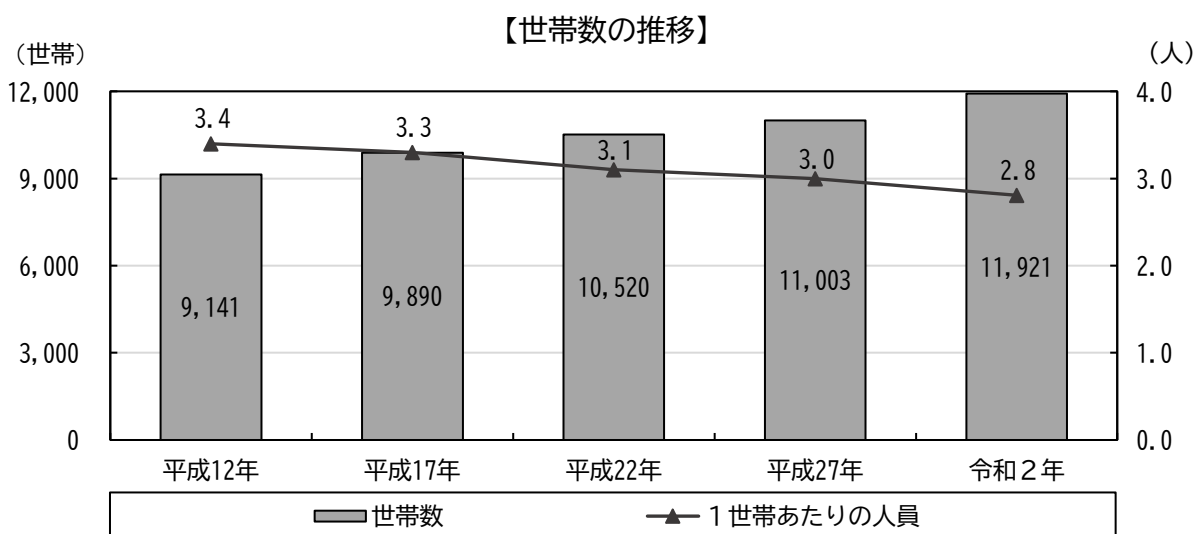
人口の推移をみると、本町の人口はほぼ横ばいで推移しています。0～14歳、15～64歳、65歳以上の年齢別の推移についてみると、65歳以上人口は増加傾向にあり、0～14歳、15～64歳人口は増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。それに伴い、平成30年度以降は高齢化率が上昇しています。



資料：住民基本台帳人口（各年度末）

(2) 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、人口の増加に伴い世帯数も増加しています。しかし、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

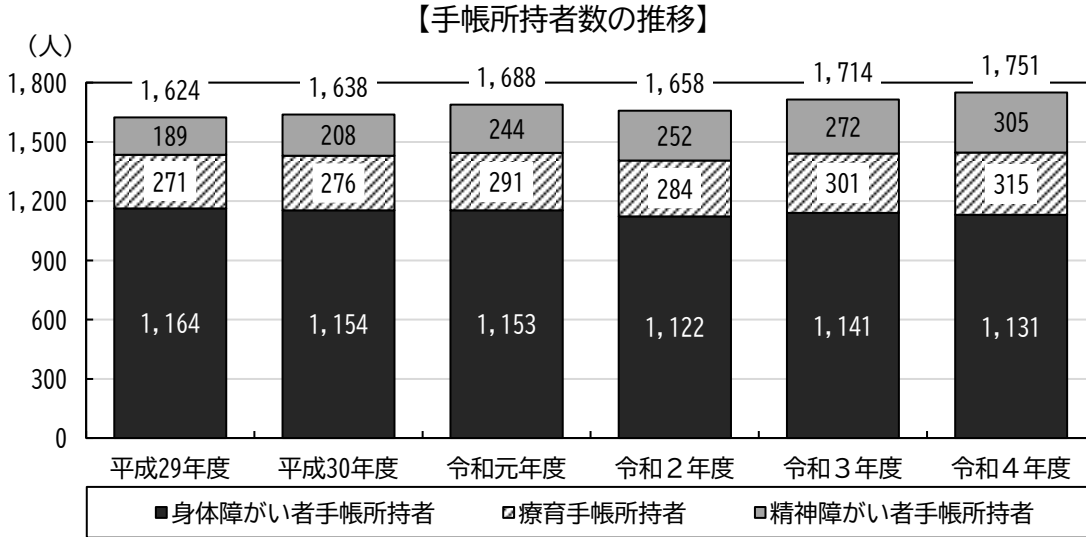


資料：国勢調査

2 障がい者の状況

(1) 手帳所持者数の推移

手帳所持者数の推移をみると、身体障がい者手帳所持者数はおおむね横ばいの推移となっていますが、療育手帳所持者数及び精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

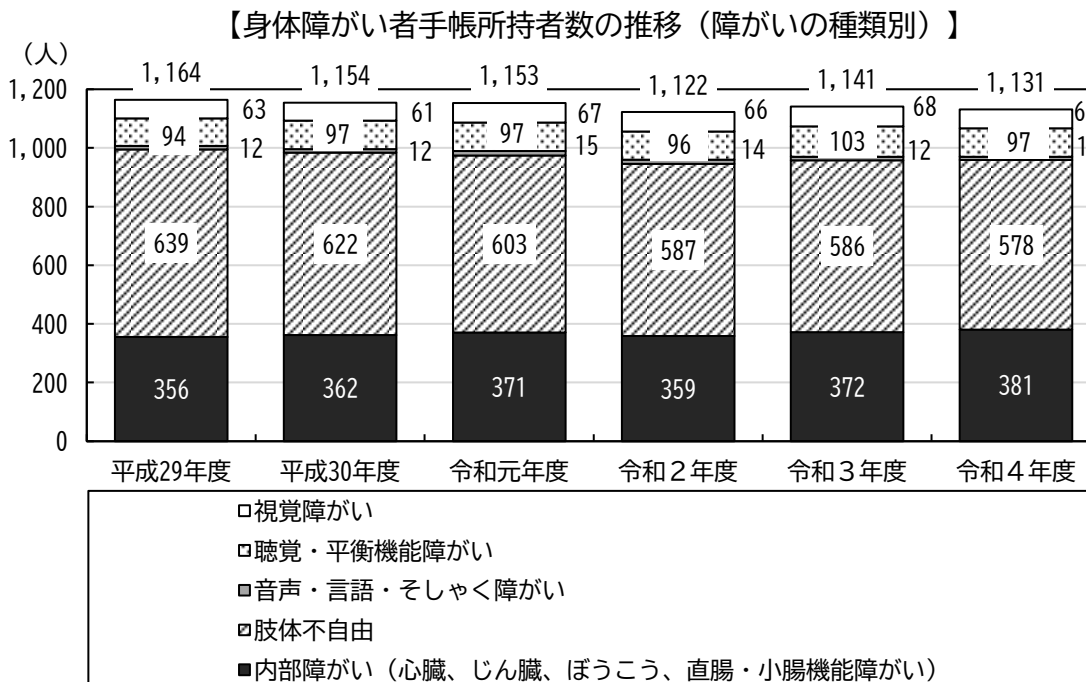


資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

(2) 身体障がい者手帳所持者数の推移

① 身体障がい者手帳所持者数の種類別の推移

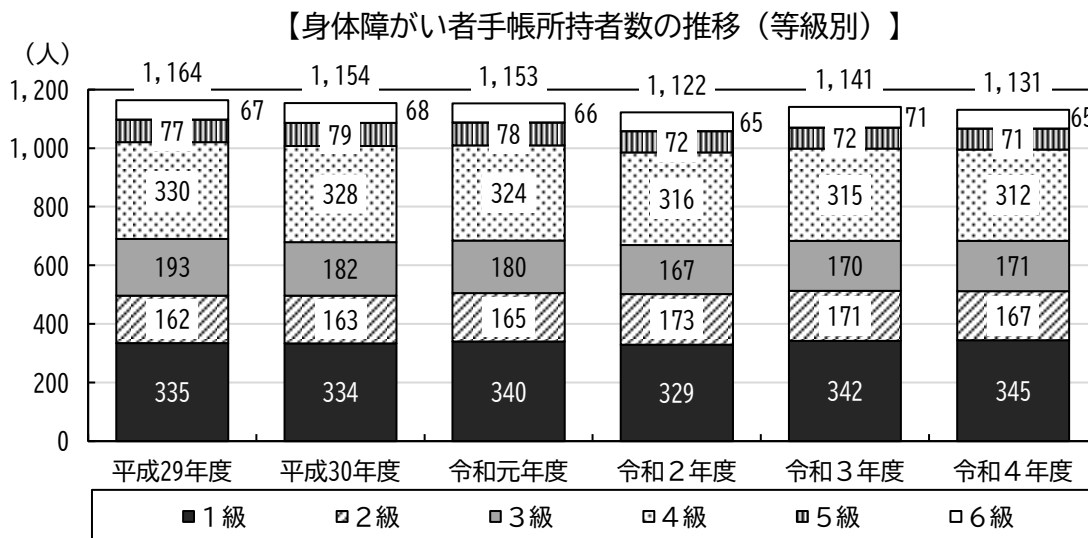
身体障がい者手帳所持者数の種類別の推移をみると、肢体不自由において減少傾向となっていますが、その他はおおむね横ばいとなっています。



資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

② 身体障がい者手帳所持者数の等級別の推移

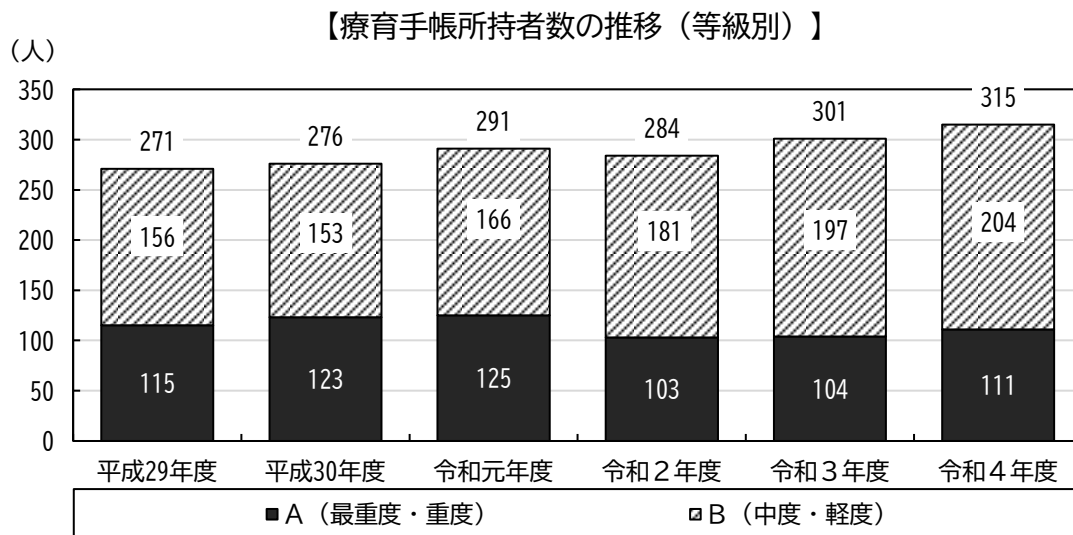
身体障がい者手帳所持者数の等級別の推移をみると、各等級とも大幅な増減はありません。



資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

（3）療育手帳所持者数の推移

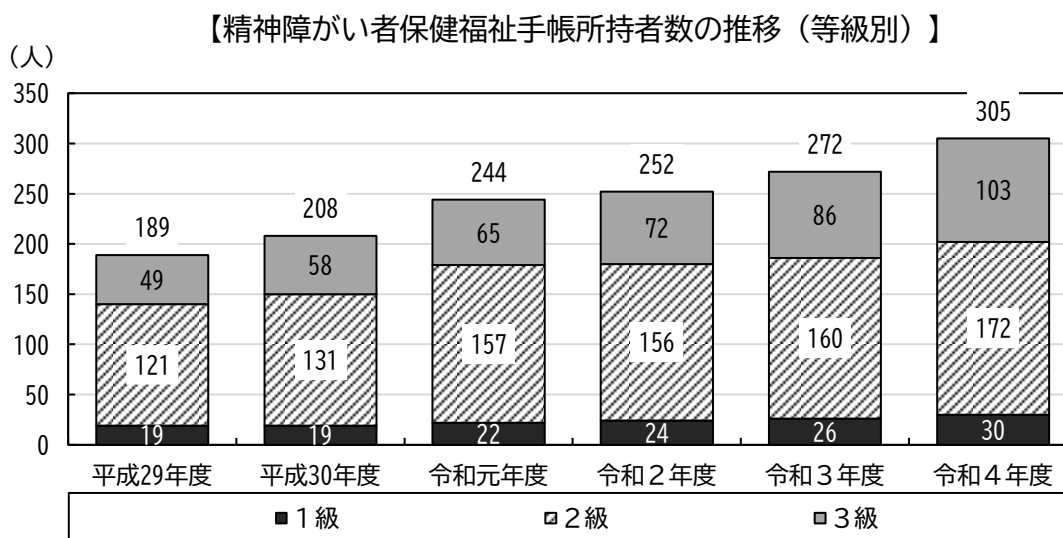
療育手帳所持者数の等級別の推移をみると、A（最重度・重度）は増減を繰り返しつつ横ばいの推移となっており、B（中度・軽度）は増加傾向となっています。



資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

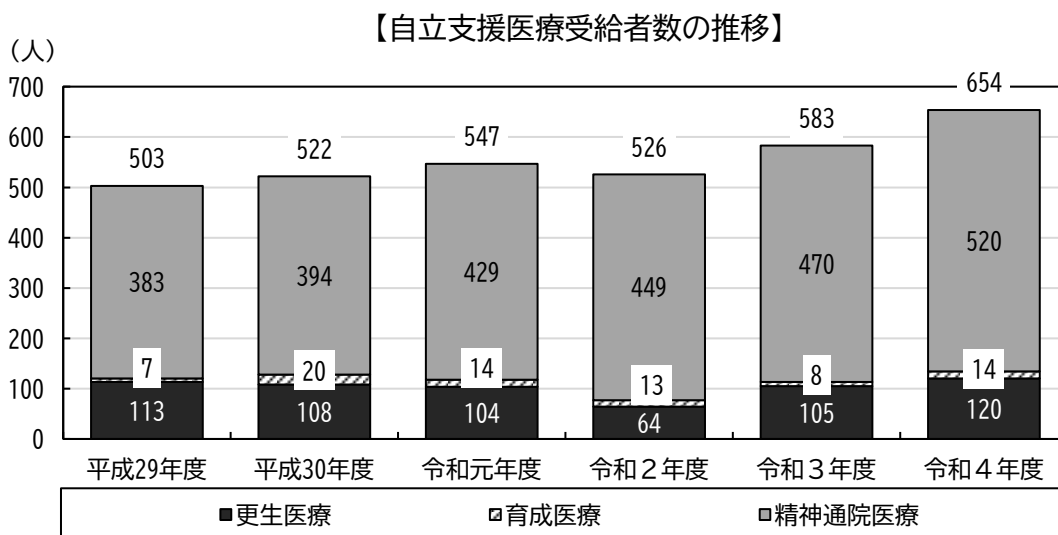
精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、1級は微増傾向にあり、2級、3級は大幅な増加傾向となっています。



資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

(5) 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、全体的に増減を繰り返しつつ、増加傾向にあります。更生医療、育成医療は横ばいであるものの、令和3年以降、精神通院医療が大きく増加しています。



資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

(6) 難病等対象者の状況

国は、昭和47年に「難病対策要綱」を制定し、「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」、「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」について、総合的な難病対策を実施することを示しました。原因の究明、治療方法の確立に向けた研究を行う特定疾患対策研究事業として、令和3年11月からは338疾患が指定されています。広陵町内の特定疾患治療研究事業の対象者は、令和4年3月31日現在で346人となっています。

(人)

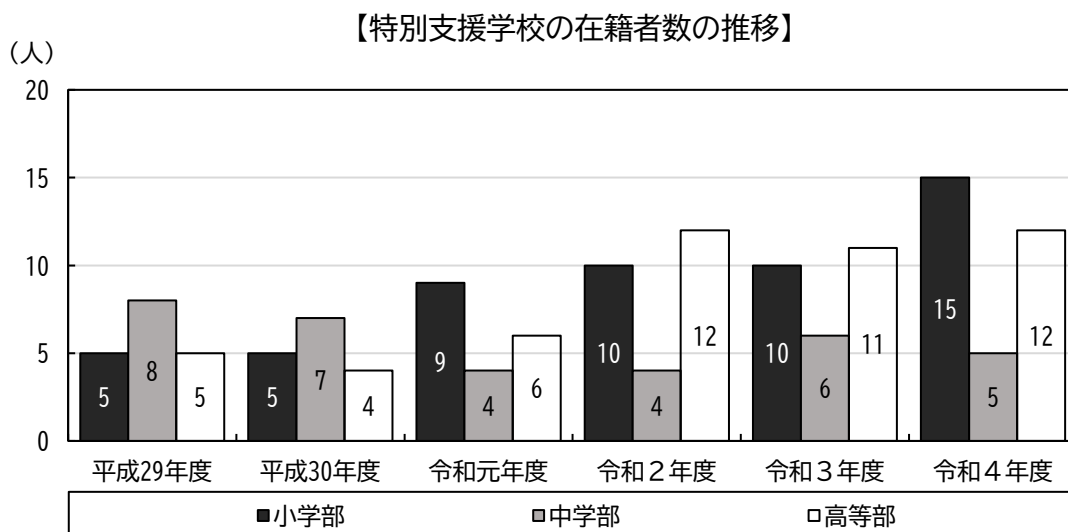
病名	令和3年度	令和4年度
潰瘍性大腸炎	73	72
パーキンソン病関連疾患	61	63
全身性エリテマトーデス	24	23
クローン病	13	14
IgA腎症	6	13
皮膚筋炎/多発性筋炎	11	12
後縦靭帯骨化症	12	11
顕微鏡的多発血管炎	10	9
多発性硬化症/視神経脊髄炎	9	9
その他	118	120
総数	337	346

資料：奈良県中和保健所

(7) 特別支援学校（小・中学部）及び小・中学校の特別支援学級の在籍者数

① 特別支援学校の在籍者数の推移

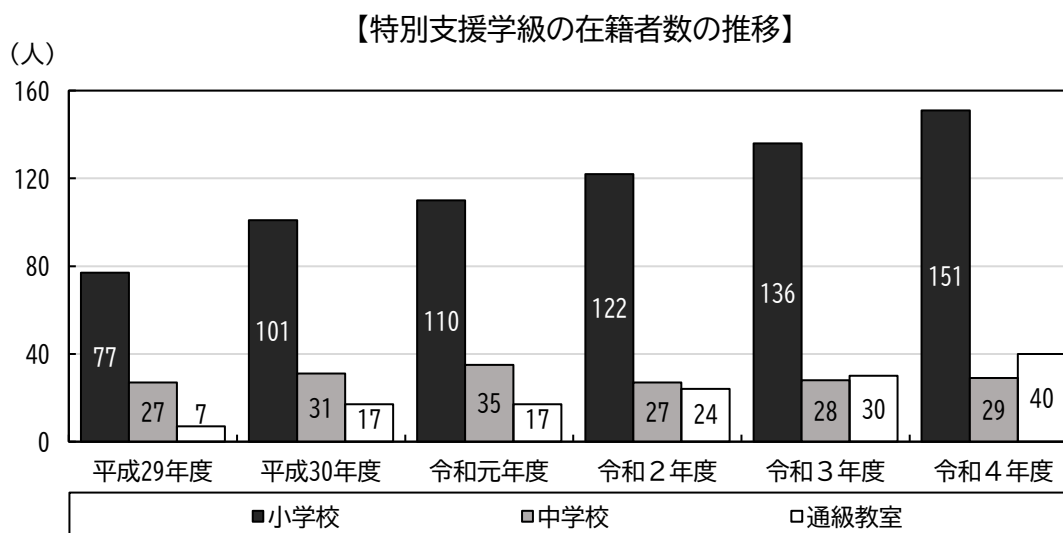
特別支援学校の在籍者数の推移をみると、小学部は増加傾向にあり、中学部は増減を繰り返しつつ横ばいの推移となっています。高等部は令和元年から令和2年度にかけて大幅に増加し、以降横ばいの推移となっています。



資料：広陵町教育委員会、養護学校（各年度5月1日時点）

② 特別支援学級の在籍者数の推移

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、中学校は令和2年度以降横ばいとなっていますが、小学校及び通級教室は増加傾向となっています。



資料：広陵町教育委員会（各年度5月1日時点）

③ 特別支援学校の卒業生の進路状況の推移

特別支援学校の卒業生の進路状況の推移をみると、就労支援A・Bは横ばいの推移にあり、福祉施設通所は令和3年度以降増加傾向にあります。進学・専修学校等入学・一般就労*1は0人となっています。

(人)

進路	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
進学	0	0	0	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0	0	0	0
一般就労	0	0	0	0	0	0
就労支援A・B	1	1	2	1	2	1
福祉施設通所	2	1	2	1	3	9
その他	0	0	0	0	0	0
総数	3	2	4	2	5	10

資料：養護学校（各年度5月1日時点）

3 障がい福祉サービス等の実施状況

(1) 障がい福祉サービスの実績

① 訪問系サービス

- 居宅介護は、利用時間が各年で計画値を下回っています。利用人数は、令和3年度、令和4年度で計画値を上回っています。
- 重度訪問介護は、利用時間が各年で計画値を下回っています。利用人数は、令和4年度以降、計画値を下回っています。
- 同行援護は、利用時間が各年で計画値を下回っています。利用人数は、おおむね計画値どおりとなっています。
- 行動援護は、利用時間が令和4年度以降、計画値を上回っています。利用人数は、各年で計画値を上回っています。
- 重度障がい者等包括支援は、期間内に利用がありませんでした。

■訪問系サービスの実績値

項目	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込み (4月～10月の実績値に基づく推計値)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
居宅介護	時間/月	1,060	1,180	89.8%	1,024	1,245	82.2%	1,031	1,310	78.7%
	人/月	68	58	117.2%	68	62	109.7%	57	66	86.4%
重度訪問介護	時間/月	165	280	58.9%	89	420	21.2%	112	560	20.0%
	人/月	3	2	150.0%	2	3	66.7%	1	4	25.0%
同行援護	時間/月	22	50	44.0%	35	60	58.3%	52	70	74.3%
	人/月	3	3	100.0%	4	4	100.0%	3	4	75.0%
行動援護	時間/月	369	450	82.0%	541	475	113.9%	672	500	134.4%
	人/月	19	18	105.6%	23	19	121.1%	25	20	125.0%
重度障がい者等 包括支援	時間/月	0	250	0.0%	0	250	0.0%	0	250	0.0%
	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

② 日中活動系サービス

- 生活介護は、令和5年度で利用日数が計画値を上回っています。利用人数は、各年で計画値を上回っています。
- 自立訓練（機能訓練）は、令和4年度に利用日数が計画値を下回り、利用人数は減少傾向にあります。
- 自立訓練（生活訓練）は、利用日数が各年で計画値を下回っています。利用人数は、令和4年度以降、計画値を下回っています。
- 就労移行支援は、令和4年度以降、利用日数が計画値を下回っています。利用人数は令和3年度、令和4年度で計画値を上回っています。
- 就労継続支援（A型）は、各年で利用日数が計画値を下回っています。利用人数は、各年で計画値を上回っています。
- 就労継続支援（B型）は、利用日数、利用人数ともに各年で計画値を上回っています。
- 就労定着支援*15は、令和4年度以降、計画値を上回っています。
- 療養介護は、計画値どおりの推移となっています。
- 短期入所（ショートステイ）は、令和4年度以降、利用日数が計画値を上回っています。利用人数は、各年で計画値を上回っています。

■日中活動系サービスの実績値

項目	単位 ※	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込み (4月~10月の実績値に基づく推計値)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
生活介護	人日/月	1,794	1,851	96.9%	1,850	1,891	97.8%	1,973	1,930	102.2%
	人/月	98	94	104.3%	98	96	102.1%	101	98	103.1%
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	61	40	152.5%	35	45	77.8%	9	50	18.0%
	人/月	5	2	250.0%	3	3	100.0%	0	3	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	11	30	36.7%	31	40	77.5%	26	45	57.8%
	人/月	2	2	100.0%	2	3	66.7%	2	3	66.7%
就労移行支援	人日/月	70	60	116.7%	60	100	60.0%	60	120	50.0%
	人/月	11	3	366.7%	7	5	140.0%	4	6	66.7%
就労継続支援 (A型)	人日/月	365	437	83.5%	405	494	82.0%	521	551	94.5%
	人/月	27	23	117.4%	28	26	107.7%	30	29	93.7%
就労継続支援 (B型)	人日/月	968	880	110.0%	1,032	914	112.9%	1,022	976	104.7%
	人/月	72	55	130.9%	74	59	125.4%	73	63	115.9%
就労定着支援	人/月	0	1	0.0%	3	1	300.0%	3	1	300.0%
療養介護	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	72	75	96.0%	98	85	115.3%	187	100	187.0%
	人/月	22	15	146.7%	27	17	158.8%	28	20	140.0%

※ 「人日/月」とは、それぞれの利用者が1か月に利用した日数の合計

③ 居住系サービス

○自立生活援助は、期間内に利用がありませんでした。

○共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援は、各年で計画値を上回っています。

■居住系サービスの実績値

項目	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込み (4月~10月の実績値に基づく推計値)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
自立生活援助	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	31	30	103.3%	37	33	112.1%	40	36	111.1%
施設入所支援	人/月	37	31	119.4%	35	30	116.7%	35	29	120.7%

④ 相談支援

○計画相談支援は、各年で計画値を上回っています。

○地域移行支援*19 は令和4年度のみ利用があり、地域定着支援は期間内に利用がありませんでした。

■相談支援の実績値

項目	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込み (4月~10月の実績値に基づく推計値)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
計画相談支援	人/月	39	36	108.3%	46	39	117.9%	51	42	121.4%
地域移行支援	人/月	0	1	0.0%	1	2	50.0%	0	2	0.0%
地域定着支援	人/月	0	1	0.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%

⑤ 障がい児福祉サービス

- 児童発達支援は、利用日数・利用人数ともに各年で計画値を上回っています。
- 放課後等デイサービスは、各年で利用日数が計画値を下回っていますが、おおむね計画値どおりとなっています。利用人数は、令和5年度のみ計画値を上回っています。
- 保育所等訪問支援は、令和4年度まで利用日数が計画値を上回っています。利用人数は、令和4年度以降、計画値を下回っています。
- 居宅訪問型児童発達支援は、令和5年度のみ利用がありました。
- 医療型児童発達支援は、令和4年度以降、利用日数・利用人数ともに計画値を下回っています。
- 障がい児相談支援は、各年で計画値を下回っています。
- 医療的ケア*2児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数は、各年で計画値を上回っています。

■障がい児福祉サービスの実績値

項目	単位 ※	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込み (4月~10月の実績値に基づく推計値)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
児童発達支援	人日/月	564	510	110.6%	577	576	100.2%	695	642	108.3%
	人/月	77	66	116.7%	82	72	113.9%	89	80	111.3%
放課後等 デイサービス	人日/月	1,139	1,160	98.2%	1,323	1,337	99.0%	1,492	1,514	98.5%
	人/月	120	120	100.0%	132	135	97.8%	152	150	101.3%
保育所等 訪問支援	人日/月	10	7	142.9%	12	10	120.0%	13	13	100.0%
	人/月	8	7	114.3%	9	10	90.0%	11	13	84.6%
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	4	0.0%	0	4	0.0%	2	8	25.0%
	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	1	2	50.0%
医療型 児童発達支援	人日/月	33	30	110.0%	18	45	40.0%	18	45	40.0%
	人/月	2	2	100.0%	1	3	33.3%	1	3	33.3%
障がい児 相談支援	人/月	46	50	92.0%	52	58	89.7%	61	66	92.4%
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター の配置人数	人	3	1	300.0%	3	2	150.0%	7	2	350.0%

※ 「人日/月」とは、それぞれの利用者が1か月に利用した日数の合計

⑥ その他の活動指標

I 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*22の構築

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの実績値

項目	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込み (4月~10月の実績値に基づく 推計値)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	2	300.0%	8	2	400.0%	10	2	500.0%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	32	20	160.0%	46	20	230.0%	70	20	350.0%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	—	1	1	100.0%	1	1	100.0%
精神障がい者の地域移行支援	人	0	1	0.0%	1	2	50.0%	0	2	0.0%
精神障がい者の地域定着支援	人	0	1	0.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%
精神障がい者の共同生活援助	人	5	6	83.3%	7	6	116.7%	11	7	157.1%
精神障がい者の自立生活援助	人	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

II 相談体制の充実・強化

■相談体制の実績値

項目	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込み (4月~10月の実績値に基づく 推計値)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
総合的・専門的な相談支援	有無	無	有	—	無	有	—	有	有	—
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	2	0.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	2	0.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	1	2	50.0%	2	2	100.0%	4	2	200.0%

Ⅲ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

■取り組み実績値

項目	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込み (4月~10月の実績値に基づく 推計値)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	3	2	150.0%	3	2	150.0%	3	2	150.0%
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果、及び指導監査結果の関係市町村との共有	有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—

Ⅳ 地域生活支援拠点等

■地域生活支援拠点等設置実績値

項目	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込み (4月~10月の実績値に基づく 推計値)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	0	0	—	0	1	0.0%	0	1	0.0%
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	6	0	—	12	0	—	3	1	300.0%

4 地域生活支援事業の実施状況

(1) 必須事業

- 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業は、計画どおり実施することができました。
- 相談支援事業について、障がい者相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業はおおむね計画値どおりとなりましたが、他の2事業（基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業）の実績はありませんでした。
- 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業は、実績がありませんでした。
- 意思疎通支援事業は、令和3年度は計画値どおりの実績となりましたが、令和4年度以降は計画値を下回っています。
- 日常生活用具給付等事業について、介護・訓練支援用具以外は令和3年度でおおむね計画値どおりの利用実績となっていますが、令和5年度の実績は計画値を下回る見込みです。
- 手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業は、各年で計画値を下回っています。
- 地域活動支援センター事業は、おおむね計画値どおりの実績となっています。

(2) 任意事業

- 日中一時支援事業は、各年で利用人数が計画値を下回っていましたが、令和4年度に利用が増加し、令和5年度には計画値どおりとなっています。
- 訪問入浴サービス事業は、各年で計画値どおりの利用人数となりました。



■地域生活支援事業 必須事業の実績値

項目	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込み (4月～10月の実績値に基づく 推計値)			
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—	
自発的活動支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—	
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	3	4	75.0%	3	4	75.0%	3	4	75.0%
	基幹相談支援センター	有無	無	無	—	無	無	—	無	有	—
	市町村相談支援機能強化事業	有無	無	無	—	無	無	—	有	有	—
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	0.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%	
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	—	無	無	—	無	有	—	
意思疎通支援事業	人	7	7	100.0%	7	10	70.0%	7	12	66.7%	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	1	3	33.3%	3	4	75.0%	2	5	40.0%
	自立生活支援用具	件	5	4	125.0%	3	5	60.0%	2	6	33.3%
	在宅療養等支援用具	件	5	2	250.0%	4	3	133.3%	5	4	125.0%
	情報・意思疎通支援用具	件	2	2	100.0%	0	3	0.0%	2	4	50.0%
	排泄管理支援用具	件	134	136	98.5%	143	139	102.9%	136	142	95.8%
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	3	2	150.0%	4	3	133.3%	0	3	0.0%
手話奉仕員養成研修事業(受講者数)	人	9	10	90.0%	8	10	80.0%	6	12	50.0%	
移動支援事業	時間	4,085	6,203	65.9%	5,134	6,284	81.7%	4,055	6,366	63.7%	
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%	
	人	8	9	88.9%	8	10	80.0%	8	10	80.0%	

■地域生活支援事業 任意事業の実績値

項目	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込み (4月～10月の実績値に基づく推計値)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
日中一時支援事業	人	10	16	62.5%	15	17	88.2%	18	18	100.0%
訪問入浴サービス事業	人	4	4	100.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%

5 アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

アンケート調査を実施し、障がい者と障がい児の生活状況やニーズの把握に努めました。

調査対象者	・身体障がい者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障がい者保健福祉手帳所持者 ・障がい児通所受給者証所持者 ・自立支援医療受給者
配付数	1,000人
抽出方法	対象者から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収・WEB調査
回収数	426人（回収期限を過ぎたものを含む） うち郵送 346件、Web回答 80件
回収率	42.6%
調査期間	令和5年8月下旬から9月中旬まで

※グラフ中の「身体」は『身体障がい者手帳』、「療育」は『療育手帳』、「精神」は『精神障がい者保健福祉手帳』、「障がい児」は『障がい児通所受給者証』、「発達」は『発達障がい（疑いを含む）』を略して記載しています。

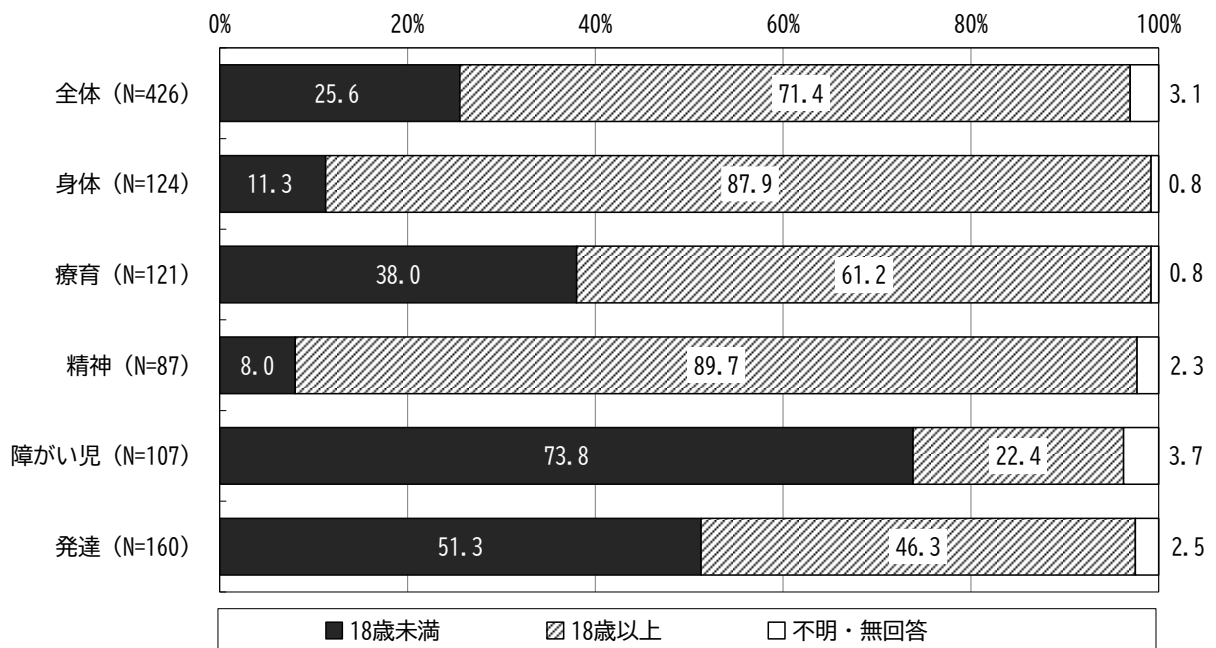
(2) アンケート調査結果 (一部抜粋)

① 回答者について

■年齢

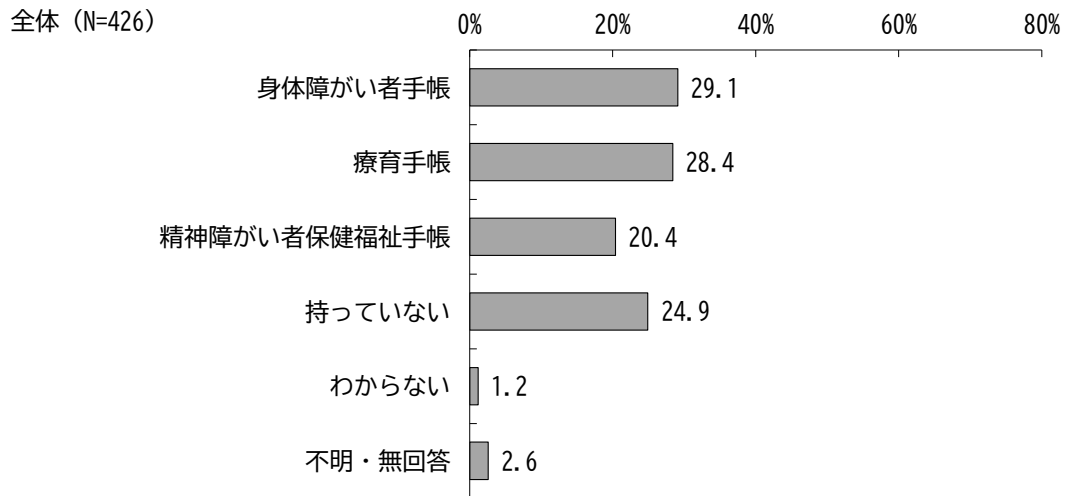
年齢については、「18歳以上」が71.4%と高く、「18歳未満」が25.6%となっています。

障がいの種類別にみると、身体・療育・精神では「18歳以上」がそれぞれ87.9%、61.2%、89.7%と高く、「18歳未満」が11.3%、38.0%、8.0%となっており、特に身体・精神では「18歳以上」が9割近くとなっています。障がい児・発達では「18歳未満」がそれぞれ73.8%、51.3%と高く、「18歳以上」が22.4%、46.3%となっています。



■障がい者手帳の種類

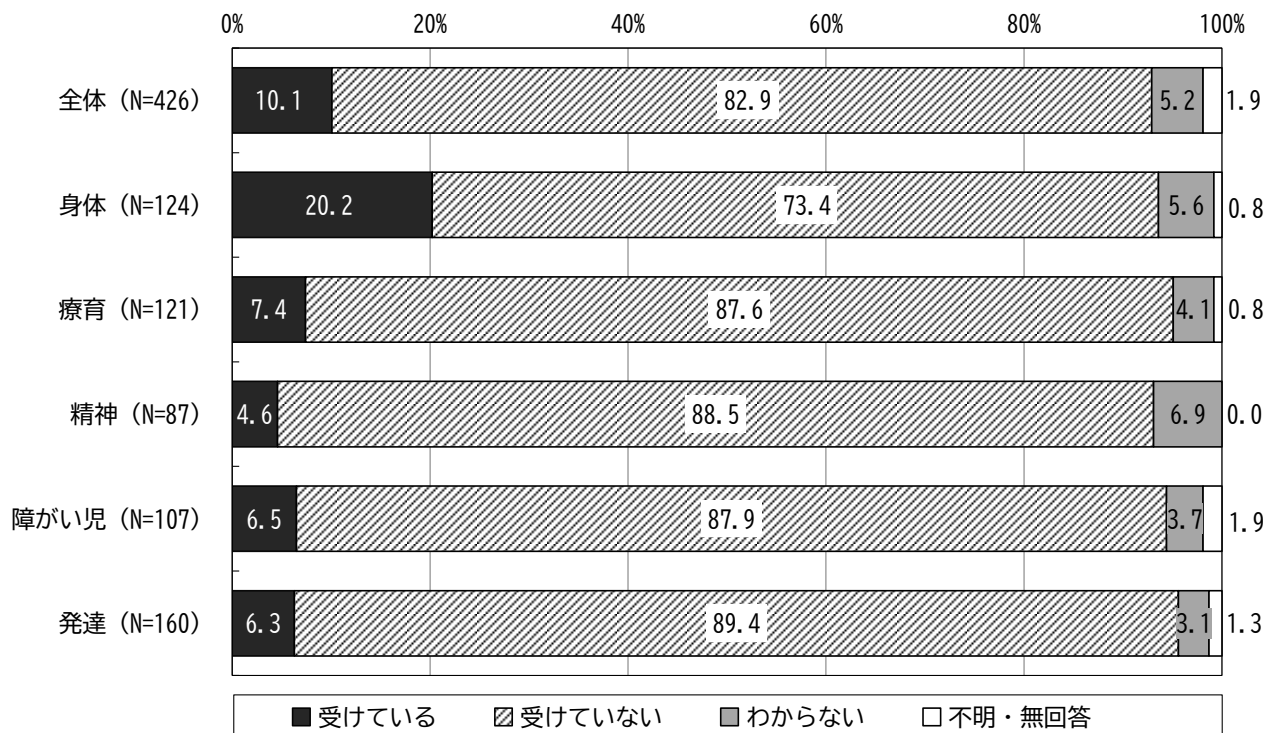
所持している手帳については、「身体障がい者手帳」が 29.1%、「療育手帳」が 28.4%、「精神障がい者保健福祉手帳」が 20.4%となっています。



■難病の診断を受けているか

難病の診断については、「受けている」が 10.1%、「受けていない」が 82.9%、「わからない」が 5.2%となっています。

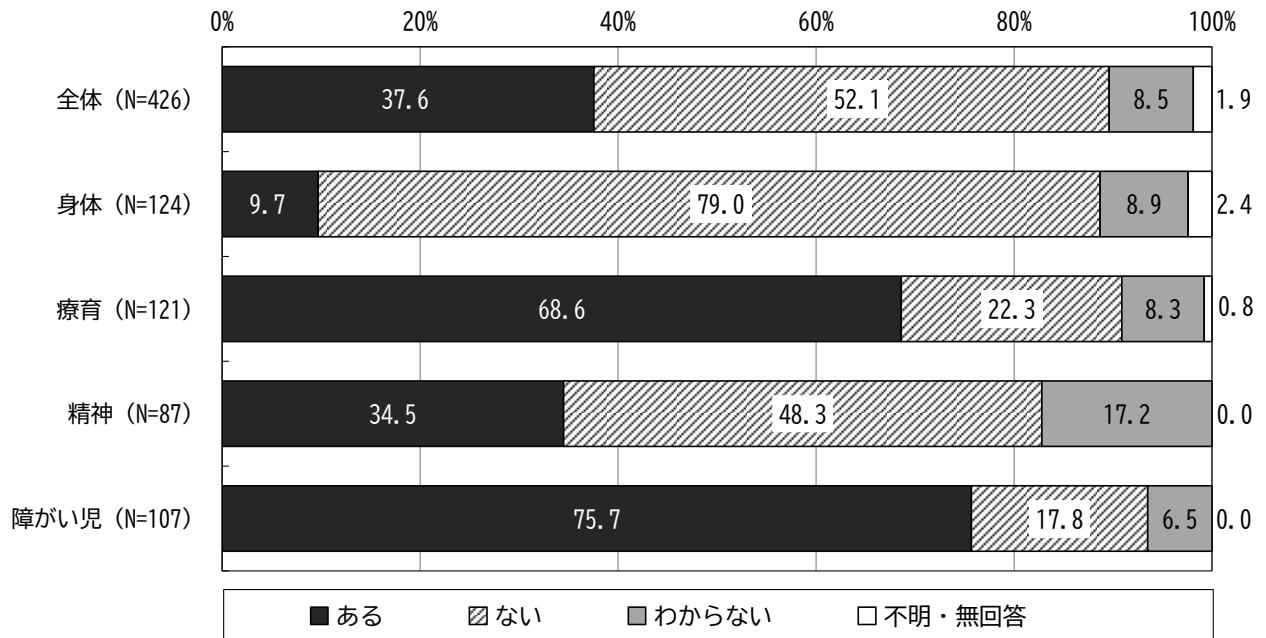
障がいの種類別に「受けている」の割合をみると、身体では 20.2%、療育では 7.4%、精神では 4.6%、障がい児では 6.5%、発達では 6.3%となっています。



■発達障がいとして診断されたことがあるか

発達障がいの診断については、「診断されたことがある（ある）」が37.6%、「診断されたことがない（ない）」が52.1%、「わからない」が8.5%となっています。

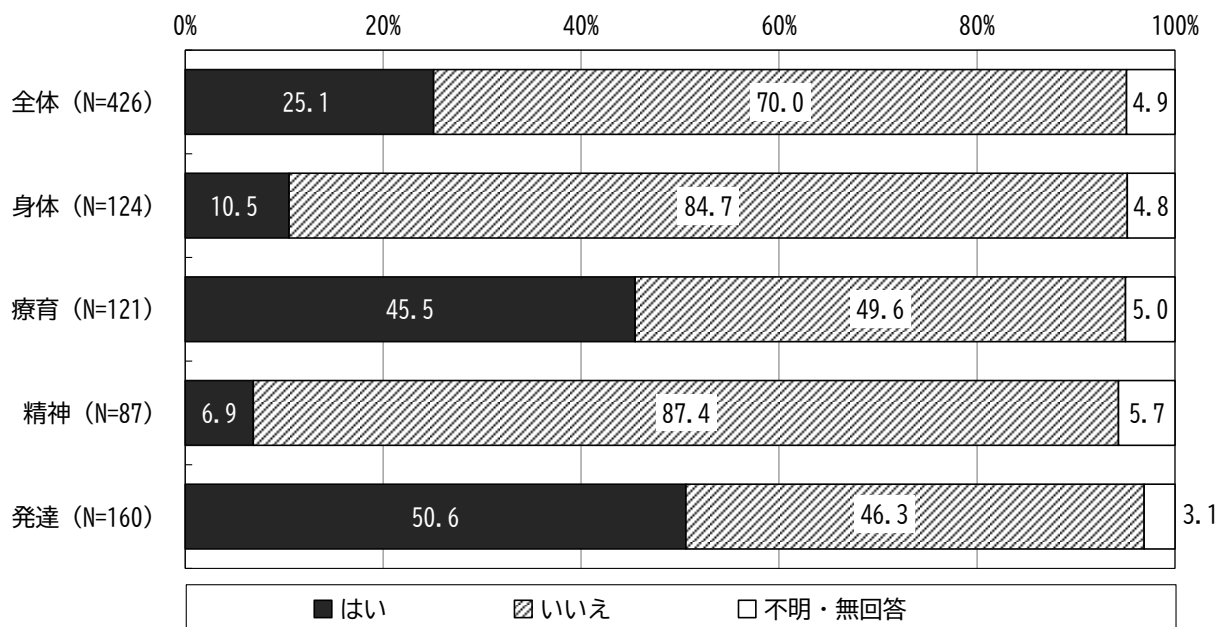
障がいの種類別に「診断されたことがある（ある）」の割合をみると、身体では9.7%、療育では68.6%、精神では34.5%、障がい児では75.7%となっています。



■障がい児通所受給者証を持っているか

障がい児通所受給者証については、「障がい児通所受給者証を持っている（はい）」が 25.1%、「障がい児通所受給者証を持っていない（いいえ）」が 70.0%となっています。

障がいの種類別に「障がい児通所受給者証を持っている（はい）」の割合をみると、身体では 10.5%、療育では 45.5%、精神では 6.9%、発達では 50.6%となっています。



② 現在の生活について

■主な介助者

主な介助者については、「母親」が 53.1%と最も高く、次いで「父親」が 32.6%、「必要としない」が 19.2%となっています。

障がいの種類別にみると、身体・療育・精神・障がい児・発達いずれも「母親」の割合が最も高くなっています。次いで、身体では「配偶者」「必要としない」が同率で 28.2%、療育・障がい児・発達では「父親」がそれぞれ 49.6%、54.2%、50.6%、精神では「配偶者」が 26.4%となっています。

	全体 (N=426)	身体 (N=124)	療育 (N=121)	精神 (N=87)	障がい児 (N=107)	発達 (N=160)
配偶者	17.4	28.2	0.8	26.4	2.8	5.6
父親	32.6	16.9	49.6	25.3	54.2	50.6
母親	53.1	31.5	82.6	49.4	86.9	79.4
子ども	4.0	9.7	0.8	4.6	0.0	0.6
子の配偶者	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
祖父母	6.1	1.6	12.4	3.4	14.0	11.9
兄弟・姉妹・孫・親せき	13.1	9.7	20.7	11.5	19.6	16.9
友だち・知り合い・近所の人	2.6	0.8	5.0	3.4	2.8	3.1
ヘルパーや施設職員	12.2	11.3	28.9	6.9	14.0	15.6
ボランティア	0.2	0.0	0.0	0.0	0.9	0.6
頼める人がいない	0.9	0.8	0.0	3.4	0.0	0.0
必要としない	19.2	28.2	6.6	17.2	4.7	6.9
その他	1.4	0.0	1.7	3.4	1.9	1.9
不明・無回答	3.5	4.0	1.7	1.1	1.9	3.1

■主な相談の相手

悩みや困ったことの主な相談相手については、「家族・親せき」が 80.8%と最も高く、次いで「医師・病院の職員」が 22.3%、「友だち・知り合い」が 21.6%となっています。

障がいの種類別にみると、身体・療育・精神・障がい児・発達いずれも「家族・親せき」の割合が最も高くなっています。次いで、身体では「友だち・知り合い」「医師・病院の職員」が同率で 21.0%、療育では「福祉施設や作業所の職員」が 30.6%、精神では「医師・病院の職員」が 49.4%、障がい児・発達では「会社の人、学校の先生」がそれぞれ 27.1%、22.5%となっています。

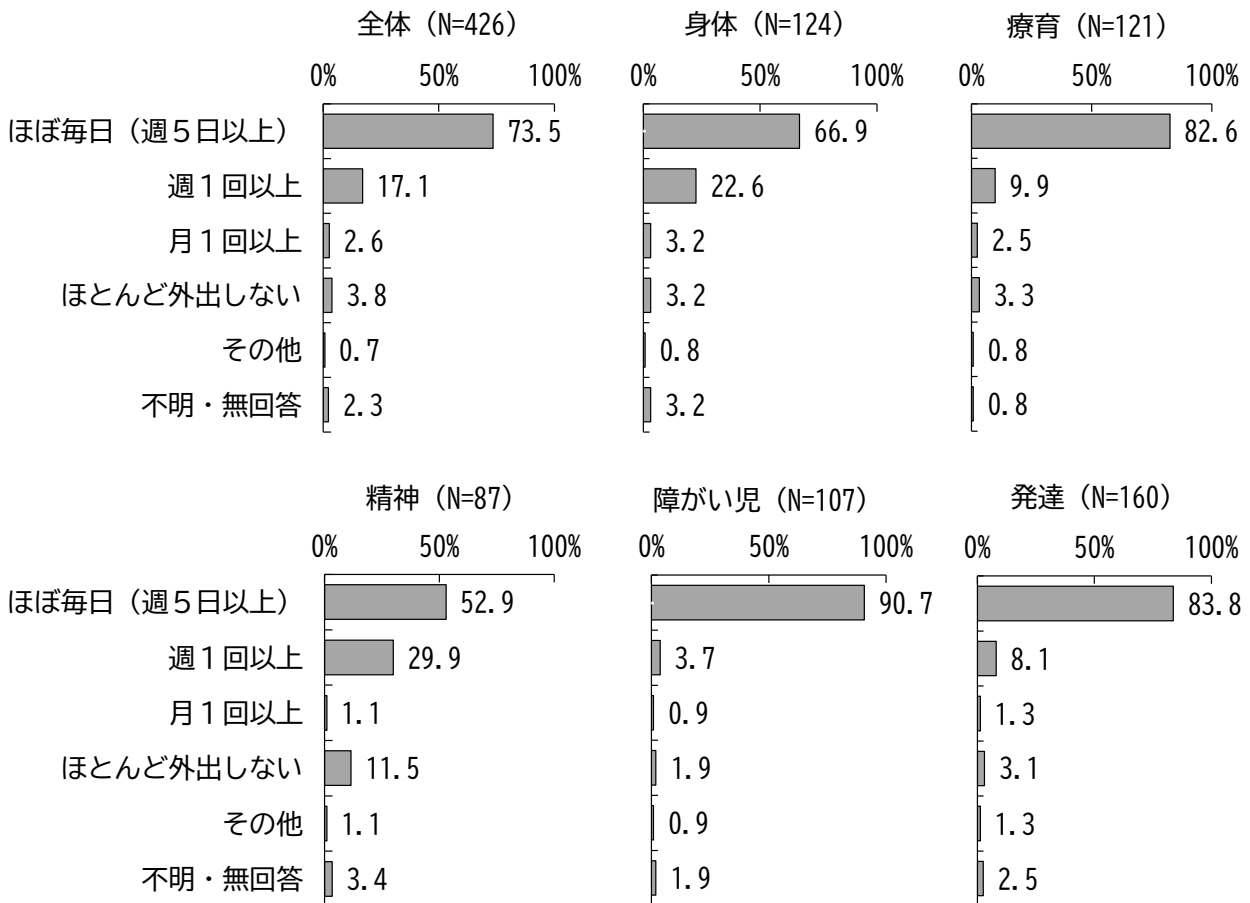
	全体 (N=426)	身体 (N=124)	療育 (N=121)	精神 (N=87)	障がい児 (N=107)	発達 (N=160)
家族・親せき	80.8	78.2	79.3	79.3	88.8	85.6
友だち・知り合い	21.6	21.0	7.4	18.4	7.5	13.8
会社の人・学校の先生	15.0	11.3	19.8	9.2	27.1	22.5
医師・病院の職員	22.3	21.0	11.6	49.4	8.4	18.8
福祉施設や作業所の職員	12.2	7.3	30.6	8.0	18.7	15.6
こども家庭相談センターの職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
障がい者相談支援事業所の職員	8.0	4.8	14.9	9.2	10.3	13.1
役場の職員	1.6	2.4	2.5	1.1	1.9	1.9
介護保険のケアマネジャーなど	0.9	3.2	0.8	0.0	0.0	0.0
民生委員・児童委員	0.9	2.4	0.8	1.1	0.9	0.6
障がい者相談員	2.1	2.4	4.1	3.4	3.7	1.9
障がい者児の団体や親の会、 家族の会など	0.9	0.0	3.3	0.0	1.9	0.0
社会福祉協議会の職員	1.2	2.4	0.0	1.1	0.0	1.3
保健所・福祉事務所・更生相談所の職員	0.5	0.8	0.0	1.1	0.0	0.0
相談する人はいない	3.8	4.8	1.7	4.6	1.9	3.8
その他	3.1	0.8	5.8	5.7	3.7	4.4
不明・無回答	3.1	4.8	2.5	2.3	3.7	3.1

③ 外出について

■外出の頻度

外出の頻度については、「ほぼ毎日（週5日以上）」が73.5%と最も高く、次いで「週1回以上」が17.1%、「ほとんど外出しない」が3.8%となっています。

障がいの種類別にみると、身体・療育・精神・障がい児・発達いずれも「ほぼ毎日（週5日以上）」の割合が最も高くなっていますが、療育・障がい児・発達では8割以上と特に高い値となっています。



■外出の目的

外出の目的については、「通勤・通学・通所」が71.8%と最も高く、次いで「買い物に行く」が63.8%、「病院・歯医者に行く」が58.7%となっています。

障がいの種類別にみると、身体では「病院・歯医者に行く」が66.1%、精神では「病院・歯医者に行く」「買い物に行く」が同率で69.0%、療育・障がい児・発達では「通勤・通学・通所」がそれぞれ84.3%、92.5%、83.8%と最も高くなっています。次いで身体・障がい児・発達では「買い物に行く」がそれぞれ64.5%、52.3%、54.4%、療育では「病院・歯医者に行く」が58.7%、精神では「通勤・通学・通所」が56.3%となっています。

	全体 (N=426)	身体 (N=124)	療育 (N=121)	精神 (N=87)	障がい児 (N=107)	発達 (N=160)
通勤・通学・通所	71.8	61.3	84.3	56.3	92.5	83.8
訓練やリハビリに行く	12.0	15.3	16.5	6.9	26.2	17.5
病院・歯医者に行く	58.7	66.1	58.7	69.0	43.9	48.8
整体・マッサージに行く	4.7	4.8	2.5	5.7	1.9	2.5
買い物に行く	63.8	64.5	57.0	69.0	52.3	54.4
友だち・知り合いに会う	25.4	22.6	19.8	21.8	17.8	21.9
別居の家族・親せきに会う	17.8	17.7	22.3	13.8	25.2	19.4
趣味やスポーツをする	18.3	16.1	14.9	13.8	12.1	13.1
グループ活動に参加する	8.2	6.5	11.6	5.7	5.6	8.8
散歩に行く	27.2	21.0	34.7	26.4	25.2	30.6
外出しない・できない	0.9	0.8	0.8	3.4	0.0	0.6
その他	4.0	4.8	4.1	3.4	5.6	3.8
不明・無回答	2.1	4.8	0.8	1.1	0.9	1.3

■外出する際に困ること

外出する際に困ることについては、「特にない」が43.4%と最も高く、次いで「他人との会話が難しい」が22.3%、「電車やバスなどの交通機関が利用しにくい」が16.7%となっています。

障がいの種類別にみると、療育を除く全ての障がいの種類では「特にない」、療育では「他人との会話が難しい」の割合が最も高くなっています。次いで身体では「電車やバスなどの交通機関が利用しにくい」が20.2%、療育では「特にない」が28.9%、精神では「他人との会話が難しい」「他人の視線が気になる」が同率で25.3%、障がい児・発達では「他人との会話が難しい」がそれぞれ35.5%、33.1%となっています。

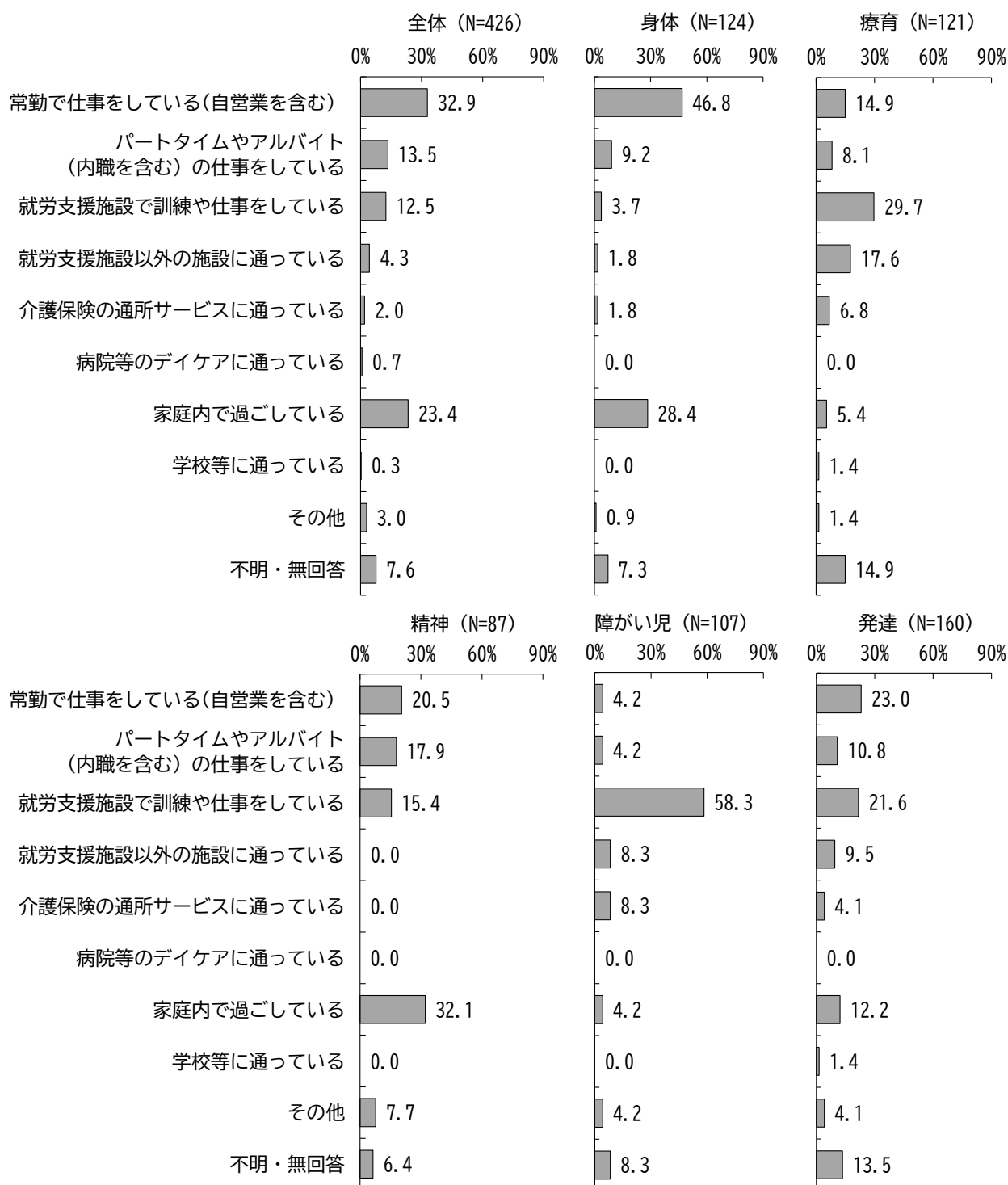
	全体 (N=426)	身体 (N=124)	療育 (N=121)	精神 (N=87)	障がい児 (N=107)	発達 (N=160)
付き添ってくれる人がいない	4.9	4.8	8.3	10.3	6.5	6.9
他人との会話が難しい	22.3	16.1	41.3	25.3	35.5	33.1
他人の視線が気になる	12.7	3.2	14.0	25.3	9.3	16.9
歩道が狭い、道路に段差が多い	6.8	15.3	5.8	3.4	5.6	3.8
誘導ブロックがない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
音響式信号機がない	0.5	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0
障がい者用のトイレが少ない	5.2	11.3	9.1	0.0	8.4	3.8
電車やバスなどの交通機関が利用しにくい	16.7	20.2	23.1	16.1	15.0	15.6
必要な時に、まわりの人の手助け・配慮が足りない	5.6	3.2	12.4	8.0	4.7	8.8
道路に放置自転車などの障害物が多く、歩きにくい	1.2	1.6	1.7	1.1	0.9	1.3
建物などにスロープやエレベーターがなく、利用しにくい	2.6	7.3	1.7	2.3	0.9	1.3
障がい者用の駐車スペースがない、利用しにくい	5.2	15.3	6.6	1.1	3.7	2.5
気軽に利用できる移送手段が少ない (福祉車両、福祉タクシー等)	6.3	6.5	9.1	10.3	2.8	6.3
特にない	43.4	42.7	28.9	31.0	42.1	38.1
その他	5.6	4.8	5.8	9.2	5.6	6.3
不明・無回答	4.0	2.4	5.8	4.6	2.8	3.8

④ 仕事について

■日中の過ごし方

平日の日中の過ごし方については、「常勤で仕事をしている（自営業を含む）」が 32.9%と最も高く、次いで「家庭内で過ごしている」が 23.4%、「パートタイムやアルバイト（内職を含む）の仕事をしている」が 13.5%となっています。

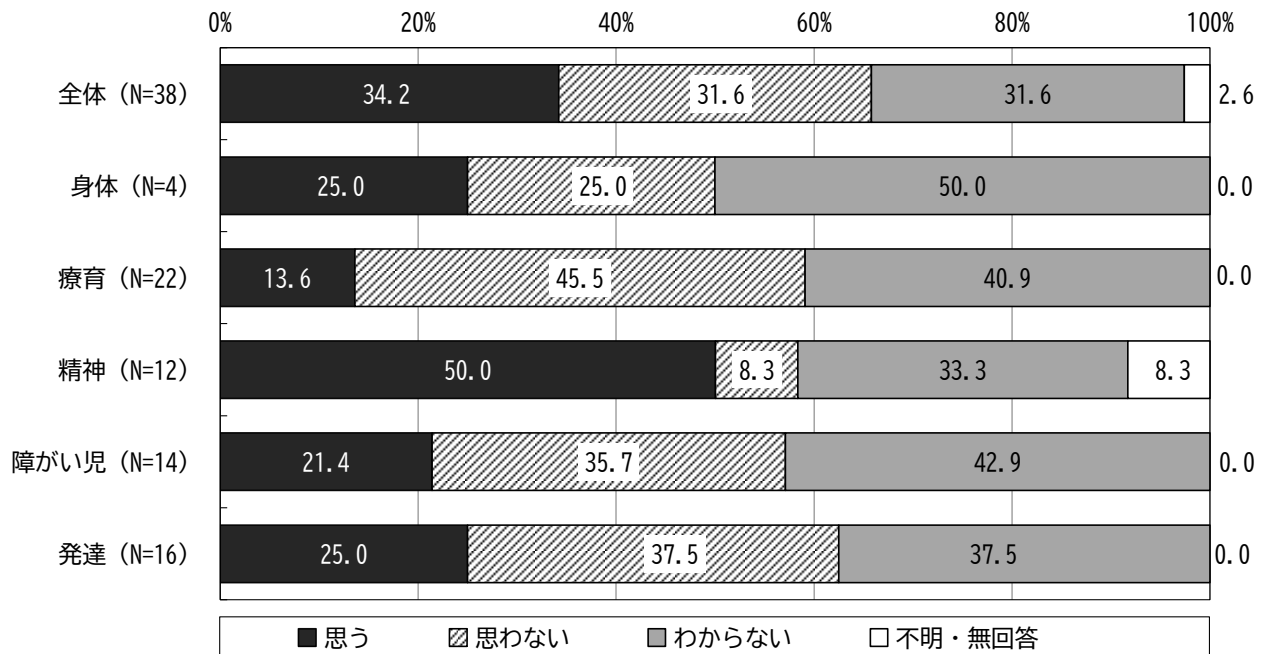
障がいの種類別にみると、身体・発達では「常勤で仕事をしている（自営業を含む）」がそれぞれ 46.8%、23.0%、療育・障がい児では「就労支援施設で訓練や仕事をしている」がそれぞれ 29.7%、58.3%、精神では「家庭内で過ごしている」が 32.1%と最も高くなっています。



■就労支援施設で訓練や仕事をしている人の一般就労への意向

一般就労をしたいと思うかについては、「思う」が34.2%と最も高く、「思わない」「わからない」が同率で31.6%となっています。

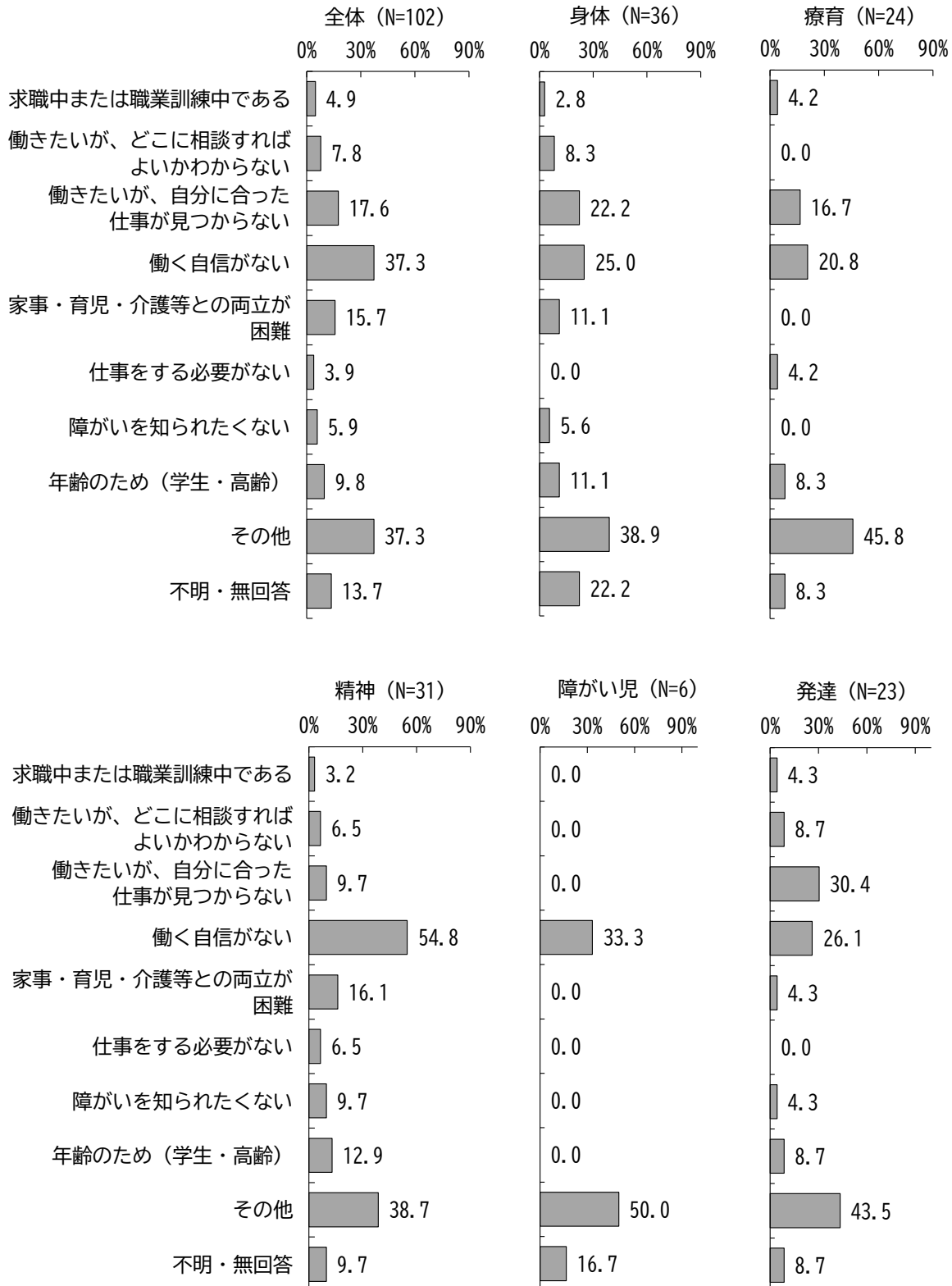
障がいの種類別に「思う」の割合をみると、身体では25.0%、療育では13.6%、精神では50.0%、障がい児では21.4%、発達では25.0%となっています。



■一般就労をしていない人の仕事をしていない理由

仕事をしていない理由については、「働く自信がない」が37.3%と最も高く、次いで「働きたいが、自分に合った仕事が見つからない」が17.6%、「家事・育児・介護等との両立が困難」が15.7%となっています。

障がいの種類別にみると、発達を除く全ての障がいの種類では「働く自信がない」、発達では「働きたいが、自分に合った仕事が見つからない」の割合が最も高くなっています。



■障がいのある人の就労支援として必要なこと

障がいのある人の就労支援として必要なことについては、「職場等における障がい者雇用への理解」が 53.9%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 43.8%、「通勤手段の確保」が 41.8%となっています。

障がいの種類別にみると、身体・療育・精神・障がい児・発達いずれも「職場等における障がい者雇用への理解」の割合が最も高くなっています。次いで身体では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 45.9%、療育・障がい児・発達では「職場と支援機関が連携し、就職後も相談できること」がそれぞれ 43.2%、54.2%、41.9%、精神では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 48.7%となっています。

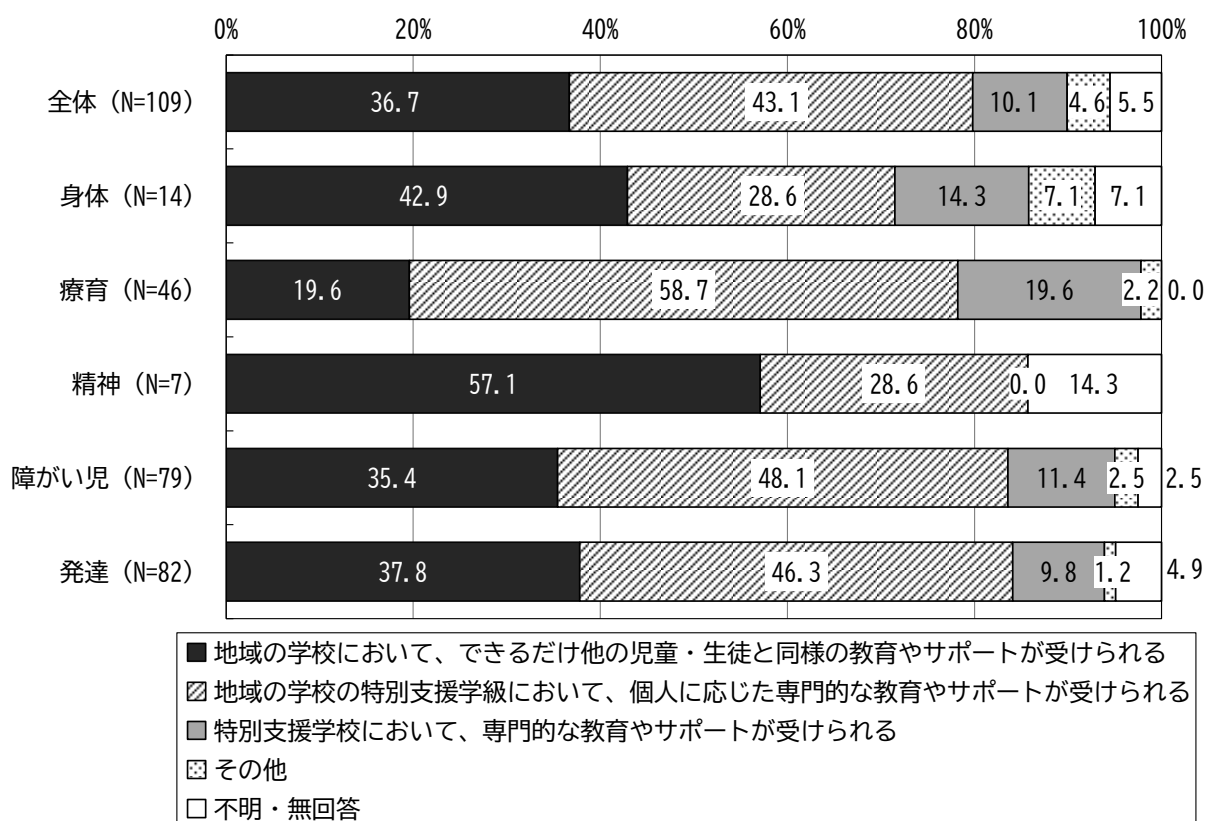
	全体 (N=304)	身体 (N=109)	療育 (N=74)	精神 (N=78)	障がい児 (N=24)	発達 (N=74)
通勤手段の確保	41.8	45.0	41.9	30.8	37.5	39.2
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	22.7	25.7	13.5	15.4	8.3	13.5
短時間勤務や勤務日数等の配慮	43.8	45.9	29.7	48.7	29.2	39.2
在宅勤務の拡充	30.3	31.2	8.1	42.3	16.7	27.0
職場等における障がい者雇用への理解	53.9	54.1	54.1	51.3	66.7	60.8
職場で介助や援助等が受けられること	27.3	19.3	37.8	26.9	41.7	33.8
職場と支援機関が連携し、就職後も相談できること	32.6	21.1	43.2	38.5	54.2	41.9
企業が求める能力に合った訓練	24.0	11.9	23.0	28.2	29.2	31.1
家族の理解、協力	31.6	22.9	20.3	39.7	20.8	33.8
その他	4.3	4.6	2.7	7.7	4.2	4.1
不明・無回答	12.5	12.8	20.3	10.3	12.5	13.5

⑤ 療育・教育について

■望ましい就学環境

望ましい就学環境については、「地域の学校の特別支援学級において、個人に応じた専門的な教育やサポートが受けられる」が 43.1%と最も高く、次いで「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる」が 36.7%、「特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる」が 10.1%となっています。

障がいの種類別にみると、身体・精神では「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる」がそれぞれ 42.9%、57.1%、療育・障がい児・発達では「地域の学校の特別支援学級において、個人に応じた専門的な教育やサポートが受けられる」がそれぞれ 58.7%、48.1%、46.3%と最も高くなっています。また、療育では「特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる」が約2割となっています。



■療育や教育に、今後必要だと思う取り組み

療育や教育で今後必要なことについては、「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」が50.5%と最も高く、次いで「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」が40.4%、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」「保育や教育について相談できる人や場所をふやしてほしい」が同率で31.2%となっています。

障がいの種類別にみると、身体を除く全ての障がいの種類では「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」、身体では「障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい」の割合が最も高くなっています。次いで身体では「通学や通園、通所に利用できる福祉サービスがほしい」「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」が同率で57.1%、療育・精神・障がい児・発達では「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」がそれぞれ54.3%、42.9%、41.8%、45.1%となっています。

	全体 (N=109)	身体 (N=14)	療育 (N=46)	精神 (N=7)	障がい児 (N=79)	発達 (N=82)
今の保育所（園）や幼稚園、学校に満足している	22.0	7.1	19.6	14.3	24.1	19.5
障がいのあるなしにかかわらず、一緒にふれあう機会をふやしてほしい	23.9	50.0	26.1	28.6	24.1	24.4
もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい	28.4	42.9	23.9	28.6	34.2	34.1
通学や通園、通所に利用できる福祉サービスがほしい	25.7	57.1	37.0	14.3	31.6	28.0
進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）	40.4	21.4	54.3	42.9	41.8	45.1
障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい	23.9	64.3	39.1	0.0	26.6	22.0
障がい特性に応じた配慮をしてほしい	50.5	42.9	58.7	85.7	55.7	56.1
障がいのことがわかる保育や授業をしてほしい（ふやしてほしい）	29.4	42.9	37.0	14.3	34.2	32.9
休日などに活動できる仲間や施設がほしい	21.1	42.9	30.4	28.6	25.3	22.0
放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい	31.2	57.1	41.3	14.3	40.5	32.9
保育や教育について相談できる人や場所をふやしてほしい	31.2	50.0	37.0	14.3	35.4	30.5
特にない	5.5	0.0	2.2	0.0	2.5	3.7
その他	10.1	14.3	8.7	14.3	8.9	9.8
不明・無回答	2.8	7.1	0.0	14.3	0.0	2.4

⑥ 障がい福祉サービスについて

■今後利用したい福祉サービス

今後利用したいと考える福祉サービスについては、「移動支援」が23.7%と最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が22.8%、「生活介護」が18.4%となっています。

障がいの種類別にみると、身体では「短期入所（ショートステイ）」「移動支援」「補装具・日常生活用具の給付」が同率で28.1%、療育・障がい児・発達では「短期入所（ショートステイ）」がそれぞれ36.1%、28.6%、28.6%、精神では「就労継続支援B型」が20.8%と最も高くなっています。次いで身体では「居宅介護（ホームヘルプ）」が25.0%、療育・障がい児・発達では「移動支援」がそれぞれ32.8%、17.1%、22.4%、精神では「就労継続支援A型」が16.7%となっています。

	全体 (N=114)	身体 (N=32)	療育 (N=61)	精神 (N=24)	障がい児 (N=35)	発達 (N=49)
居宅介護（ホームヘルプ）	14.0	25.0	14.8	12.5	8.6	10.2
重度訪問介護	2.6	9.4	1.6	0.0	2.9	0.0
同行援護	4.4	6.3	6.6	0.0	8.6	6.1
行動援護	7.9	6.3	11.5	4.2	5.7	8.2
重度障がい者等包括支援	0.9	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0
生活介護	18.4	12.5	29.5	12.5	5.7	20.4
自立訓練（生活訓練、機能訓練）	2.6	6.3	4.9	0.0	5.7	2.0
就労移行支援	2.6	0.0	1.6	8.3	8.6	6.1
就労継続支援A型	5.3	3.1	0.0	16.7	0.0	4.1
就労継続支援B型	7.0	0.0	3.3	20.8	8.6	6.1
就労定着支援	1.8	0.0	0.0	4.2	2.9	4.1
療養介護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
短期入所（ショートステイ）	22.8	28.1	36.1	8.3	28.6	28.6
共同生活援助（グループホーム）	14.0	6.3	24.6	4.2	11.4	14.3
地域移行支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域定着支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自立生活援助	0.9	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0
施設入所支援	7.9	9.4	11.5	8.3	5.7	6.1
移動支援	23.7	28.1	32.8	12.5	17.1	22.4
補装具・日常生活用具の給付	8.8	28.1	4.9	0.0	11.4	6.1
日中一時支援	14.0	18.8	21.3	0.0	14.3	14.3
地域活動支援センター	1.8	0.0	1.6	4.2	0.0	2.0
意思疎通支援	0.9	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0
訪問入浴サービス	2.6	9.4	1.6	0.0	2.9	0.0
その他	1.8	3.1	1.6	0.0	0.0	2.0
不明・無回答	41.2	28.1	32.8	50.0	42.9	38.8

■障がいや福祉サービスに関する情報の入手先

障がいに関することや福祉サービス等に関する情報の入手先については、「インターネット」が26.8%と最も高く、次いで「家族・親せき」が23.7%、「医師・病院」が21.6%となっています。

障がいの種類別にみると、身体では「インターネット」が29.0%、療育では「福祉施設や作業所など」が28.9%、精神では「医師・病院」が41.4%、障がい児では「友だち・知り合い」が27.1%、発達では「家族・親せき」が25.6%と最も高くなっています。

	全体 (N=426)	身体 (N=124)	療育 (N=121)	精神 (N=87)	障がい児 (N=107)	発達 (N=160)
家族・親せき	23.7	25.0	24.0	34.5	23.4	25.6
友だち・知り合い	15.5	14.5	22.3	9.2	27.1	20.6
会社・学校・幼稚園・保育所など	10.6	4.8	16.5	3.4	25.2	20.0
医師・病院	21.6	18.5	9.9	41.4	17.8	18.8
福祉施設や作業所など	12.4	6.5	28.9	9.2	15.0	19.4
こども家庭相談センター	1.9	0.0	4.1	1.1	2.8	4.4
障がい者相談支援事業所	10.3	5.6	22.3	8.0	22.4	21.3
役場	14.3	17.7	9.1	16.1	13.1	9.4
介護保険のケアマネジャーなど	2.6	5.6	0.8	0.0	3.7	1.9
町の広報紙やガイドブック、ホームページ	12.7	20.2	7.4	11.5	6.5	5.0
民生委員・児童委員	0.9	1.6	1.7	2.3	0.9	0.6
障がい者相談員	3.8	4.0	6.6	2.3	5.6	3.8
障がい者児の団体や親の会、家族の会など	4.0	4.0	9.9	3.4	5.6	5.0
社会福祉協議会	2.1	2.4	0.0	4.6	1.9	2.5
保健所・福祉事務所・更生相談所	4.0	5.6	5.8	3.4	4.7	5.0
インターネット	26.8	29.0	14.0	33.3	24.3	22.5
どこからも得ることはない	8.0	10.5	9.9	6.9	5.6	6.9
その他	3.3	3.2	5.0	1.1	4.7	5.0
不明・無回答	6.8	5.6	4.1	3.4	6.5	5.0

⑦ 通院・医療について

■通院で困っていること

通院で困っていることについては、「特にない」が36.9%と最も高く、次いで「待ち時間が長い」が31.5%、「医療費や交通費の負担が大きい」が21.1%となっています。

障がいの種類別にみると、身体・精神では「特にない」、療育・障がい児・発達では「待ち時間が長い」の割合が最も高くなっています。次いで、身体では「待ち時間が長い」が34.7%、療育・障がい児・発達では「特にない」がそれぞれ29.3%、30.8%、28.1%、精神では「医療費や交通費の負担が大きい」が32.5%となっています。

	全体 (N=336)	身体 (N=98)	療育 (N=92)	精神 (N=80)	障がい児 (N=78)	発達 (N=121)
体調が悪くて通院できないことがある	10.4	9.2	5.4	25.0	3.8	8.3
通院する時に手助けしてくれる人がいない	5.4	2.0	5.4	8.8	6.4	7.4
待ち時間が長い	31.5	34.7	40.2	25.0	41.0	43.0
気軽に診てくれる医師がいない	8.3	5.1	12.0	6.3	15.4	10.7
医療費や交通費の負担が大きい	21.1	20.4	9.8	32.5	11.5	19.8
通院時の交通手段の確保が難しい	7.4	6.1	7.6	12.5	2.6	11.6
専門的なりハビリができる施設が身近にない	6.5	8.2	9.8	3.8	11.5	8.3
病気やけがの時に受け入れてくれる病院がない	1.8	2.0	4.3	0.0	5.1	2.5
専門的な治療を行える病院が身近にない	8.9	10.2	9.8	10.0	9.0	7.4
障がいが理由で治療が受けにくい	6.0	4.1	18.5	3.8	10.3	9.9
緊急の時に受け入れてくれる医療機関が近くにない	10.7	14.3	14.1	10.0	10.3	9.1
特にない	36.9	38.8	29.3	35.0	30.8	28.1
その他	4.8	5.1	6.5	3.8	6.4	5.8
不明・無回答	3.3	3.1	5.4	3.8	6.4	4.1

⑧ 災害時の安全・安心について

■災害時に困ること

災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が34.0%と最も高く、次いで「特にない」が33.6%、「周囲とコミュニケーションがとりづらい」が28.2%となっています。

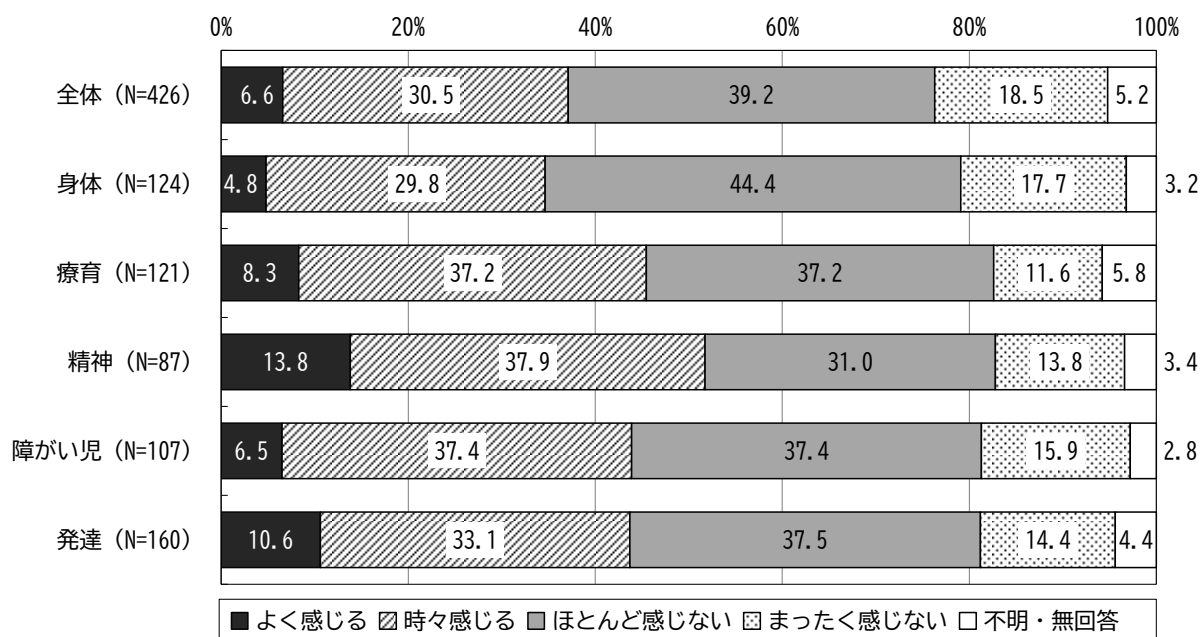
障がいの種類別にみると、身体では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、療育・精神・障がい児・発達では「周囲とコミュニケーションがとりづらい」の割合が最も高くなっています。次いで、身体・障がい児・発達では「特にない」がそれぞれ28.2%、36.4%、35.0%、療育では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が42.1%、精神では「避難場所で医療的ケア（投薬・治療）などが受けられるか不安」が37.9%となっています。

	全体 (N=426)	身体 (N=124)	療育 (N=121)	精神 (N=87)	障がい児 (N=107)	発達 (N=160)
避難場所を知らない	12.2	7.3	15.7	16.1	13.1	14.4
避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）	8.2	13.7	14.0	3.4	9.3	7.5
緊急時の介助者がいない	4.5	7.3	9.9	4.6	5.6	6.3
近所に頼れる人がいない	12.9	9.7	14.0	24.1	13.1	14.4
緊急時に情報を得る手段がない	6.3	8.1	9.9	5.7	6.5	5.6
避難場所で医療的ケア（投薬・治療）などが受けられるか不安	22.1	25.8	19.0	37.9	12.1	18.1
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	34.0	37.9	42.1	36.8	33.6	34.4
補装具や日常生活用具の使用が困難になる（入手が困難になるなども含む）	8.0	20.2	5.0	3.4	4.7	3.1
周囲とコミュニケーションがとりづらい	28.2	16.9	47.9	39.1	38.3	41.9
特にない	33.6	28.2	22.3	24.1	36.4	35.0
その他	4.2	4.0	7.4	4.6	6.5	4.4
不明・無回答	4.5	2.4	4.1	4.6	5.6	5.0

⑨ 障がいのある人への差別・偏見について

■障がいを理由に差別や偏見を感じることはあるか

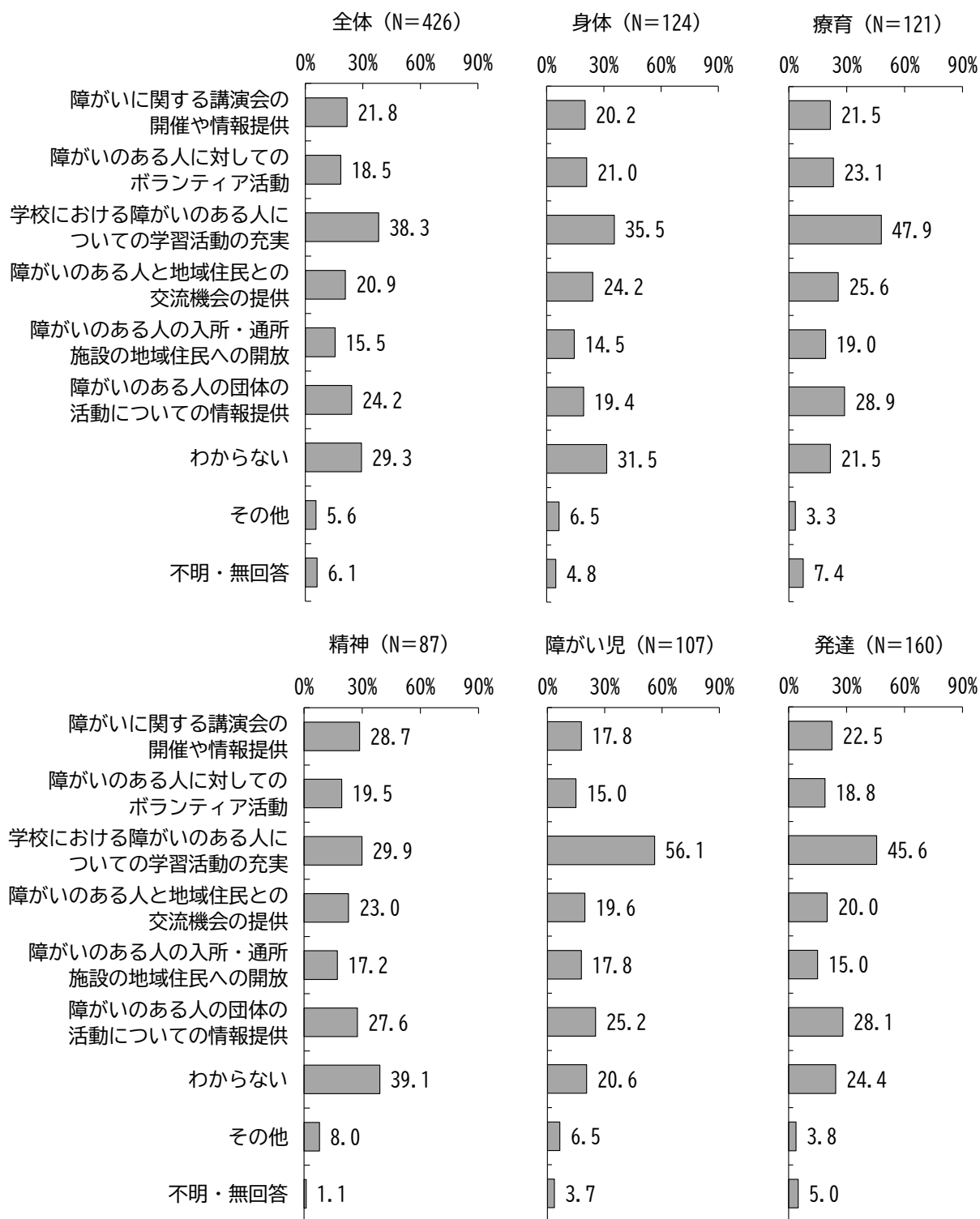
日常生活における差別や偏見については、「ほとんど感じない」が39.2%、次いで「時々感じる」が30.5%となっています。差別や偏見を感じることもある人の割合（「よく感じる」と「時々感じる」の合計）は、37.1%となっており、この割合を障がいの種類別にみると、身体では34.6%、療育では45.5%、精神では51.7%、障がい児では43.9%、発達では43.7%となっています。



■障がいのある人について、理解を深めるためにはどのようなことが必要か

障がいのある人への理解を深めるために必要だと思うことについては、「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」の割合が最も高く、次いで「わからない」が29.3%、「障がいのある人の団体の活動についての情報提供」が24.2%となっています。

障がいの種類別にみると、精神を除く全ての障がい種類では「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が、精神では「わからない」が最も高くなっています。

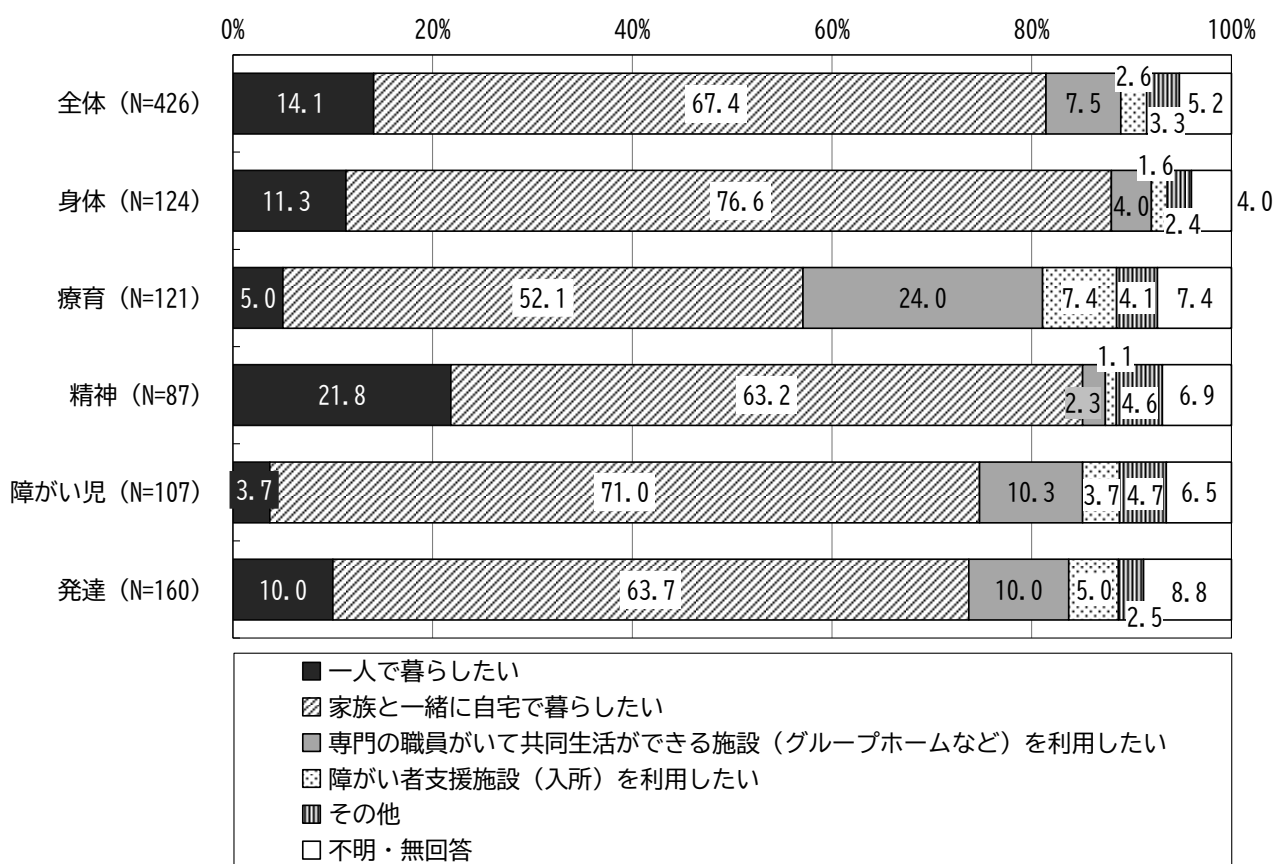


⑩ 今後の生活について

■どのように暮らしていきたいか

今後どのように暮らしていきたいかについては、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が67.4%と最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が14.1%、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホーム等）を利用したい」が7.5%となっています。在宅を希望している人の割合（「一人で暮らしたい」と「家族と一緒に自宅で暮らしたい」の合計）は、81.5%となっています。

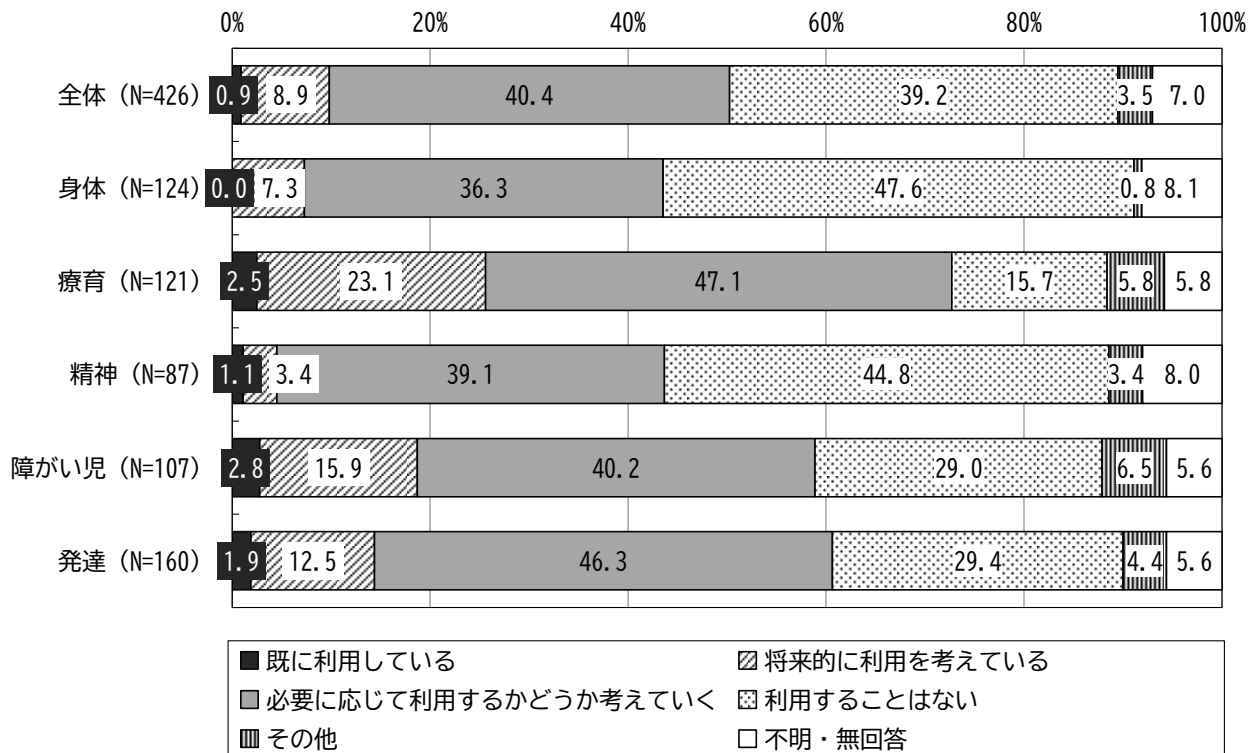
障がいの種類別に在宅を希望している人の割合をみると、身体では87.9%、療育では57.1%、精神では85.0%、障がい児では74.7%、発達では73.7%となっています。また、療育では「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホーム等）を利用したい」が24.0%、「障がい者支援施設（入所）を利用したい」が7.4%と、施設を利用したいと思う割合が他の障がいに比べて高くなっています。



■成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向については、「必要に応じて利用するかどうか考えていく」が40.4%と最も高く、次いで「利用することはない」が39.2%、「将来的に利用を考えている」が8.9%となっています。「既に利用している」と「将来的に利用を考えている」、「必要に応じて利用するかどうか考えていく」の合計は50.2%となっています。

障がいの種類別に「既に利用している」と「将来的に利用を考えている」、「必要に応じて利用するかどうか考えていく」の合計をみると、身体では43.6%、療育では72.7%、精神では43.6%、障がい児では58.9%、発達では60.7%となっています。

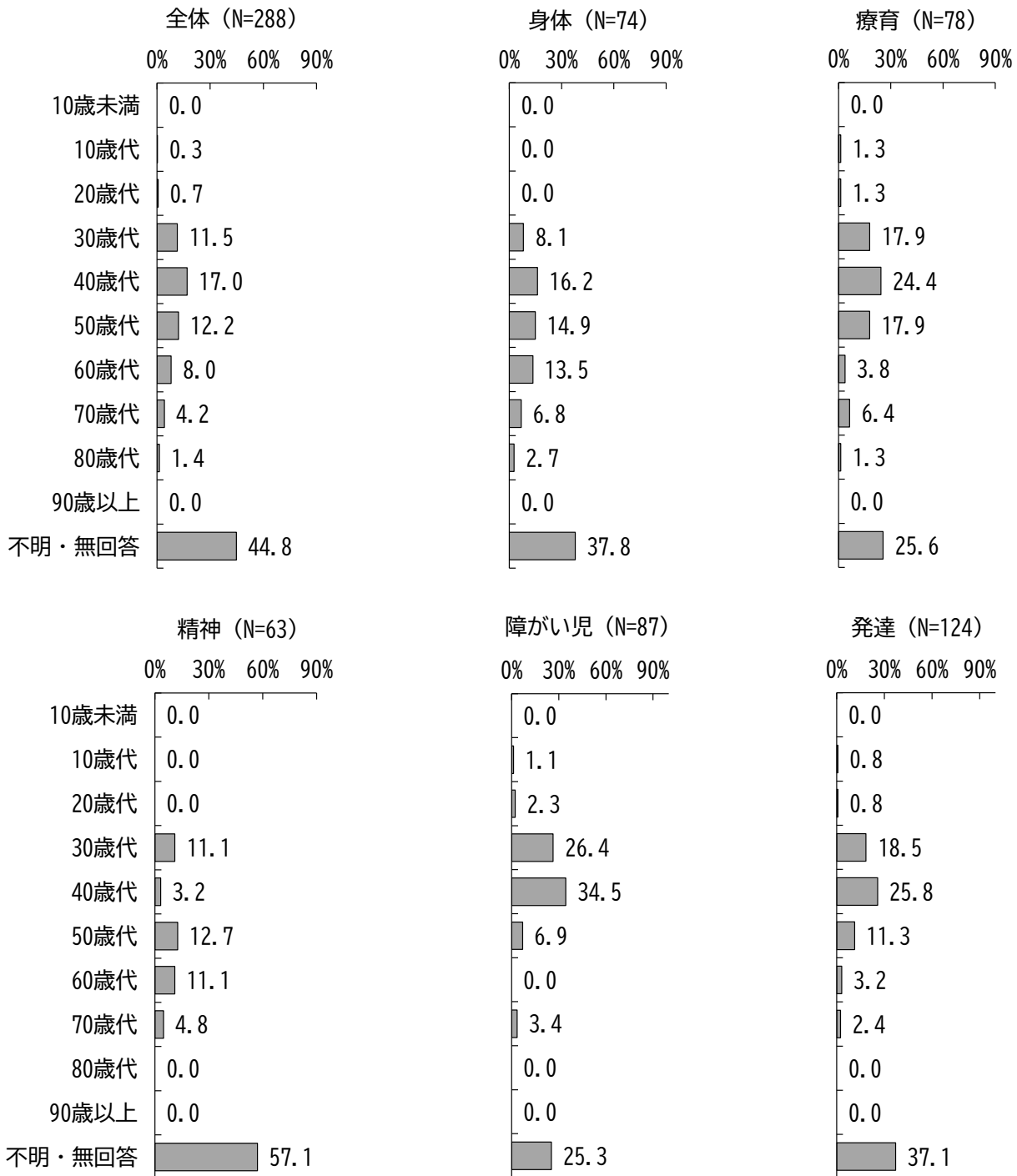


⑪ 主な介助者について

■ 主な介助者の年齢

介助者の年齢については、「40 歳代」が 17.0%と最も高く、次いで「50 歳代」が 12.2%、「30 歳代」が 11.5%となっています。

障がいの種類別にみると、精神を除く全ての障がい種類では「40 歳代」がそれぞれ 16.2%、24.4%、34.5%、25.8%、精神では「50 歳代」が 12.7%と最も高くなっています。



■介助について感じていること

介助をどのように感じているかについては、「精神的疲労が大きい」が24.0%と最も高く、次いで「特にない」が17.7%、「自分の時間が持てない」が17.4%となっています。

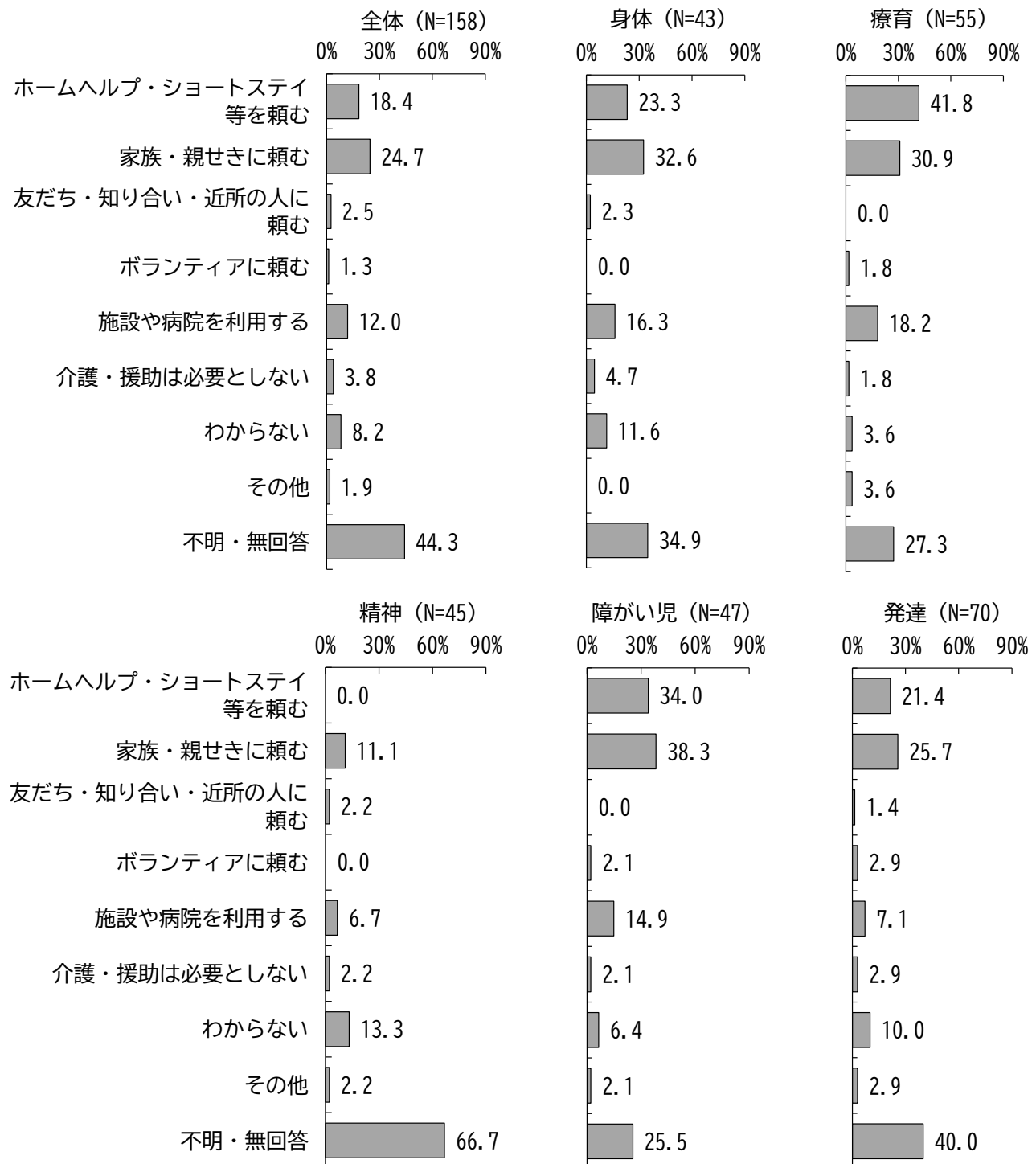
障がいの種類別にみると、身体を除く全ての障がいの種類では「精神的疲労が大きい」、身体では「経済的負担が大きい」の割合が最も高くなっています。次いで、身体では「身体的疲労が大きい」が23.0%、療育では「勤務・仕事に困難が生じる」「自分の時間が持てない」が同率で29.5%、精神では「経済的負担が大きい」「自分の時間がもてない」が同率で17.5%、障がい児では「家事や育児への負担がかかる」が28.7%、発達では「自分の時間が持てない」が22.6%となっています。

	全体 (N=288)	身体 (N=74)	療育 (N=78)	精神 (N=63)	障がい児 (N=87)	発達 (N=124)
身体的疲労が大きい	14.6	23.0	20.5	15.9	17.2	16.1
精神的疲労が大きい	24.0	21.6	38.5	28.6	36.8	35.5
睡眠が不足する	11.8	17.6	19.2	15.9	12.6	14.5
家事や育児への負担がかかる	16.7	21.6	24.4	12.7	28.7	21.0
勤務・仕事に困難が生じる	14.9	13.5	29.5	11.1	26.4	21.0
介助や介護の適切な方法について知る機会が少ない	4.5	5.4	9.0	3.2	3.4	4.0
外出が困難・制限される	11.5	18.9	21.8	11.1	13.8	13.7
経済的負担が大きい	16.3	24.3	25.6	17.5	20.7	18.5
自分の時間が持てない	17.4	21.6	29.5	17.5	27.6	22.6
特にない	17.7	17.6	16.7	6.3	23.0	16.1
その他	1.4	0.0	2.6	3.2	2.3	2.4
不明・無回答	44.1	40.5	25.6	57.1	21.8	33.1

■介助者が一時的に介護・援助できなくなった場合の対応

介助者が一時的に介護・援助できなくなった場合については、「家族・親せきに頼む」が24.7%と最も高く、次いで「ホームヘルプ・ショートステイ等を頼む」が18.4%、「施設や病院を利用する」が12.0%となっています。

障がいの種類別にみると、身体・障がい児・発達では「家族・親せきに頼む」がそれぞれ32.6%、38.3%、25.7%、療育では「ホームヘルプ・ショートステイ等を頼む」が41.8%、精神では「わからない」が13.3%と最も高くなっています。



6 第3期障がい者計画の評価

本計画の策定にあたり、「広陵町第3期障がい者計画」の実施状況や取り組み等の評価・検証を行いました。基本目標ごとに現状と取り組み及び課題をまとめています。

1 日々の暮らしを支えるまち

現状と取り組み

(1) 情報提供の充実

- 広報紙の活用や窓口に案内文書を設置するなど、紙媒体による障がい者に対する事業の案内や利用者の募集等の周知を行った。
- UDフォントやピクトグラムを活用し、ユニバーサルデザインに配慮した広報紙やホームページを作成した。
- 手話の理解促進・普及を目指し、「広陵町とものほぐ手話言語条例」を制定した。

(2) 相談支援体制の充実

- 各種障がい別の委託相談支援事業者等と連携しながら、相談場所の確保や情報の集約を図り、適切なサービスの利用につなげた。
- 県が実施する相談支援専門員に対する研修の案内を相談支援事業所に周知し、研修参加の要請を行った。
- 民生委員・児童委員（心身障がい者（児）福祉部会）の「あいサポーター研修」受講により、要支援者に対する知識を深めることで、見守り活動の充実を図った。

(3) ボランティア*28の育成

- 社会福祉協議会がボランティア交流会を開催し、情報共有を図った。また、紹介の冊子を作成し、配付した。
- 障がい者団体や家族会の案内について、問合わせに応じて実施した。
- 県から通知される各種イベントの案内等を通じて、身体障がい者の当事者会（交友会）の活動を支援した。

今後の課題

- ホームページやSNSを活用した情報提供ツールの充実化。
（DX*23推進、ペーパーレス化）
- 障がい福祉担当課と連携した、職員向けの手話講座の実施による人材の育成。
- 相談機関につながらない要支援世帯の早期発見と見守りについて、相談窓口の周知と、庁内及び他関係機関等との連携による環境・体制の整備。
- ボランティアの各講習会や研修会の実施、活動支援。

2 生涯を通じて暮らせるまち

現状と取り組み

(1) 生活支援の充実

- 手帳所持者やサービスを利用する本人または家族から、他の家族に対する支援について相談があれば関係部署と協議を図り、活用できる制度の案内につなげた。
- 広陵町・香芝市・葛城市・大和高田市及び、委託相談支援事業所、福祉サービス提供事業所、養護学校等からなる中和地区3市1町障がい者自立支援協議会*17にて子ども支援や就労に関する部会を定期的に開催し、行政、事業所、学校など様々な方面からの意見を出し合い、支援方法について協議した。
- 職員を対象に手話言語条例制定に向けたワーキンググループを開催し、手話を必要とする人への対応について協議した。
- 家族の介護負担の観点から、レスパイト（家族の休息）を目的とした短期入所の活用を提案し、利用につなげた。

(2) 保険・医療サービスの提供

- 福祉制度（通院等介助の決定、自立支援医療の支給決定、タクシーチケットの配布等）を通じて、障がい者が適切に医療サービスを受けられるよう支援した。
- 各種保健事業及び健（検）診等、広報紙だけでなく、SNSを利用し、広く情報発信を行った。申込み方法についても、電話や来所だけでなく、電子申請システムを導入した。
- 健（検）診は、個別・集団方式の両方を実施し、受診しやすい環境を整備した。
- 民生委員・児童委員や自治会等から医療機関につながっていない住民に対する相談について、保健所等と連携しながら適切に対応し、受診勧奨を行った。
- 精神障がい者の社会復帰に向けて、対象者を把握するために関係機関とケース会議を重ね、事業所の体験利用から正式な利用に至るよう支援した。
- 職員に対する障がい者差別禁止法（合理的配慮）の研修や、民生委員を対象に「あいサポーター研修」を実施し、精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の理解・啓発に努めた。

(3) 教育・療育の充実

- 助産師・保健師による乳児家庭全戸訪問事業*25や乳幼児健診（毎月）、育児相談（随時）を実施し、幼稚園・保育園等の関係機関と連携する中で、疾病・障がいの早期発見に努めた。
- 全幼稚園・保育園、認定こども園等に作業療法士を派遣し、一人ひとりに応じたかかわり方について保育士・教職員に対して指導・助言を行い、園児への支援につなげた。
- 全ての小学校に相談員を配置するとともに、中学校にスクールカウンセラーを配置し、様々な相談に対応した。
- 交流及び共同学習*5を継続的に実施し、共生社会の理解促進を図った。
- 各学校施設において、スロープや多目的トイレ、エレベーター設置などの整備を行った。

今後の課題

- 地域移行支援対象者の受け皿となる、グループホームの整備や支援体制の強化。
- 地域における健康づくり活動の環境についての現状把握。
- 現在精神科病院へ入院中の患者における地域移行の対象者の選定、対応手順の作成。
- 放課後子ども育成教室におけるスタッフの充実。
- 学校施設の整備改善における長期的な目線において、今後入学する児童生徒の障がいの状況などの把握。

3 安全・安心なまち

現状と取り組み

(1) 日常生活における安全・安心の確保

- 手話奉仕員等、ボランティア養成講座を実施した。
- 障がい者の円滑な外出のために、福祉制度（移動支援の支給決定、タクシーチケットの配布等）の利用について対象者に全数案内を実施し、利用の促進を図った。
- 警察や広陵町交通安全母の会との連携や、関係機関とともに、交通安全教室等で自転車の乗り方や管理等のマナーについての啓発を行った。
- 広陵町交通対策協議会会員や地域安全推進委員及び地域ボランティア等の協力を得て、地域見守り活動、町職員による青色灯付の車によるパトロールを行った。
- 町ホームページに奈良県警察本部が発信している「やまとの安全」で防犯に対する情報の掲示を行い、110番・119番の電話以外の通報方法も広報・ホームページで広く周知した。

(2) 災害時の安全・安心対策の強化

- 令和2年に洪水のハザードマップを作成し、広く周知した。
- 町主導の防災訓練で安否確認行動を各区・自治会で実施するよう依頼し、高齢者・障がい者に対する共助に力を入れた。
- 町内の自主防災会は、安否確認訓練を中心とした防災訓練を実施し、特に避難行動要支援者と避難支援関係者との情報伝達や避難支援について点検した。
- 災害時の情報伝達手段として、防災無線の他に町のSNSを利用して幅広く周知した。
- 防災士ネットワークの活動や情報発信で、防災士の普及・ネットワーク会員の募集に努め、防災力の向上を図った。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の趣旨に基づき、県と連携し、総合的な福祉のまちづくりを推進した。
- 公園等については、多目的トイレを設置するなど、障がい者に配慮した安全かつ快適な空間づくりに努めた。
- 障がい者が安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、道路の修繕に努めた。

今後の課題

- 道路上の放置物等に対して、関係機関との連携による安全な歩行空間の確保。
- 福祉避難所施設のバリアフリー化及び要配慮者用備蓄物資の確保並びに福祉避難所の量的確保。
- 避難生活に関する相談等の支援体制の確立。
- 音声信号の設置など、道路や民間施設の整備の働きかけ。
- 移動支援の活用範囲の拡充に対する協議。

4 自立した生活を支えるまち

現状と取り組み

(1) 雇用と就労・就労定着の推進

- 特別支援学校在学中に、担当教諭と対象者の卒業後の進路について、就労関係の福祉サービスを利用希望される際には、どのような手順で職業経験の実績を積むのが良いのか協議を重ねた。
- 就労系の福祉サービス利用者については通所先事業所やハローワーク、障がい者職業センターと連携し、対象者の情報について情報の共有化を図り、一般就労への移行が可能か連絡を取り合うことで適正な給付につなげた。

(2) 社会参加の促進

- 講演会やイベント等の開催時において、聴覚障がい者も参加できるよう手話通訳者を派遣した。
- 平成 30 年度末から令和 4 年度末にかけて、町立図書館の大活字本は 1,614 点から 1,682 点に、点字図書は 129 点から 140 点に増加した。非来館でも貸出可能で視覚障がいにも対応した電子書籍については、6,509 点から 8,378 点に増加した。
- 新型コロナウイルス感染防止の観点から、長らく実施ができていなかった町民体育祭を令和 4 年度から「広陵町スポーツフェスティバル」と名称を改め、体への負担も少なく、ルールも簡単なスポーツ及び健康づくりのための体力測定等の項目を取り入れるなど、障がい者も参加しやすい内容のものを実施した。
- 中央体育館におもいやり駐車場を整備した。また、格技場を改修した際、トイレの設置、電灯の自動化等、障がい者に配慮した施設整備に努めた。

今後の課題

- 町内の企業や事業所に対して、障がい者雇用の積極化や質の向上にかかる研修等の開催。
- 一般就労につながった対象者に対して、その後の近況や抱えている不安を聞くための障がい福祉担当課としての相談体制の構築（就労定着支援の積極的な利用促進）。
- 生涯学習活動において、各種学級の情報提供等の明記。
- 障がい者が参加できる新規スポーツの追加、整備と周知。



5 ともに支え合うやさしいまち

現状と取り組み

(1) 理解と啓発の促進

- 人権啓発強調月間である7月には毎年「人権集会」を開催し、参加者に対し講演等を通じて人権全般にかかわる学びや周知を行った。
- 各学校において、年間の授業計画の中で障がいに関する理解を深めるための授業時間の確保や、外部の事業所との連携によるゲストの招へいなどにより教育機会を創出した。また、教職員は研修受講や事業所との交流などを行った。
- 委託相談支援事業所が開催する発達障がい児の保護者向けの勉強会や交流会について、窓口にて参加の呼びかけや広報する等、積極的な参加を促した。
- 町内事業所と優先調達に係る会議を定期的に行い、さわやかホール館内における授産品販売の機会に加えて、スーパー等の販売店にも授産品を並べるなど販路を拡大することで、障がい者理解に対する啓発の場を創設した。

(2) 差別解消及び権利擁護の推進

- 合理的配慮の観点における職員対応要領に基づき、新規採用職員に対し、研修を実施した。
- 健康増進事業に係るイベントで「奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」についてポスターを掲示し、合理的配慮について啓発に努めた。
- 障がい者の虐待について、事案が発生した場合どのように対応していくのが望ましいのかフローチャートを作成し、迅速な対応ができるよう努めた。

今後の課題

- 「人権週間」「障がい者週間」等において積極的な啓発活動の実施。
- 成年後見制度の利用案内の促進。
- 虐待事案発生時を含めた、緊急時の受け入れ先の確保。(地域生活支援拠点の整備)



7 今後の施策展開にあたっての課題

課題 1 情報提供、相談支援について

令和4年5月に「障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がいの種類や程度に応じて、情報を取得する手段を選択できるようにすることが求められています。

アンケート調査結果をみると、障がいや福祉サービスに関する情報の入手先について、「インターネット」の割合が高くなっているほか、知的障がい者では「福祉施設や作業所等」、精神障がい者では「医師・病院」、障がい児では「友だち・知り合い」、発達障がい者では「家族・親せき」が高く、情報の入手先は多様であることがうかがえます。また、悩みや困ったことの主な相談相手について、「家族・親せき」が8割以上となっています。

目標達成に向けた方向性

- 障がい者やその家族に必要な情報を的確に伝えるために、医療・福祉等、各関係機関との連携を図るとともに、ICT機器の活用も視野に入れながら、障がいの状況に合った情報提供が必要です。
- 障がいの状況毎に抱える悩みや困りごとが異なっていることを踏まえながら、身近な方だけでなく、各種窓口や支援機関、事業者などから適切な支援先へつなげられるよう、関係機関との連携強化が必要です。また、近年は個々のケースの多くが障がいだけではなく、生活困窮や医療、介助者の高齢化など問題が複合化していることも踏まえて、総合的な相談支援体制の整備・充実が必要です。

課題 2 生活支援、保健・医療、教育・療育について

国は、第5次障がい者基本計画において、精神障がい者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消、教育環境の整備等を推進しています。本町では、精神障がい者の社会復帰や特性の理解・啓発、関係機関との連携による障がい者の早期発見や生活支援・教育支援の充実に取り組んできました。

アンケート調査結果をみると、今後の暮らしの意向について、全体的に在宅を希望する方が多く、特に全ての障がい種別において「家族と一緒に自宅で暮らしたい」の割合が高くなっています。また、知的障がい者と障がい児は施設利用を希望する割合も高くなっています。主な介助者については、「母親」「父親」の割合が高くなっており、主な介助者の年齢は、「40歳代」「50歳代」が高くなっています。特に、精神障がい者は「50歳代」の割合が最も高く、介助者の高齢化が進んでいることがうかがえます。また、療育や教育に今後必要なこととして、「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」「進路指導をしっかりしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」の割合が高くなっています。

目標達成に向けた方向性

- 自宅での生活ニーズが高くなっている一方、介助者の高齢化が進んでいることを踏まえ、各種福祉サービスや生活支援の充実を引き続き行うとともに、グループホームのような地域生活移行を支える場のさらなる整備・普及、当事者の家族や介助者に対する支援策等の検討が必要です（精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築）。
- 障がい児の基本的な生活能力の向上や社会参加につなげていくための、それぞれの障がい特性に合わせたきめ細かな支援体制の整備を図ることが重要です。
- 個々のライフステージに応じた課題を含む多様な生活ニーズに対応して課題を解決するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携をさらに強化することや総合的な支援体制の構築を検討することが必要です。

課題 3 安全・安心、生活環境について

国は、第5次障がい者基本計画において、災害発生時における障がい特性に配慮した支援を推進しています。また、障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去等、アクセシビリティの向上が推進されています。

アンケート調査結果をみると、災害時に困ることについて、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が高くなっているほか、知的・精神・発達障がい者や障がい児では「周囲とコミュニケーションがとりづらい」が高くなっています。

また、外出する際に困ることについて、「他人との会話が難しい」の割合が高くなっているほか、身体障がい者は「電車やバスなどの交通機関が利用しにくい」が高くなっています。

目標達成に向けた方向性

- 障がい種別によって困りごとが異なることから、障がいの状況に合った災害時の支援体制の強化等、災害対策の充実が必要です。
- 手話通訳者の派遣や、ガイドヘルパー*3・ボランティアなどによる外出支援サービスの充実等、障がい者が外出しやすい環境づくりが必要です。
- 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、交通や建物のバリアフリー化等の生活環境の整備や、防犯対策、交通・移動対策等の取り組みを推進することが求められます。

課題 4 自立支援・社会参加について

国は、障がい者の社会参加を推進するため、手話・点訳に従事する奉仕員の養成・派遣や全国障がい者スポーツ大会の開催等に取り組んでいます。また、令和2年4月には、改正した「障がい者雇用促進法」が施行され、障がい者の多様なニーズを踏まえた就労に対する支援の充実等が求められています。令和6年4月には、改正した「障がい者総合支援法」が施行される予定であ

り、障がい者が望む仕事に就くことを支援するサービスである就労選択支援が新設されるなど、就労活動の支援体制構築や相談体制の強化が進められています。

アンケート調査結果をみると、外出の目的として、「趣味やスポーツをする」「グループ活動に参加する」の割合は低くなっています。また、一般就労への意向について、全体では「思う」「思わない」がほぼ同じ割合の一方で、精神障がい者以外は「思う」の割合が低くなっています。仕事をしていない理由については、「働く自信がない」の割合が高いほか、発達障がい者は「働きたいが、自分に合った仕事が見つからない」が高くなっています。就労支援に必要なこととしては、「職場等における障がい者雇用への理解」の割合が高くなっています。

目標達成に向けた方向性

- 生涯学習や障がい者が参加できるスポーツ等の各種活動への参加機会の拡充・整備等、障がい者の社会参加を促す環境づくりを進めることが求められます。
- 職場における障がい者に対する理解の促進に加えて、就労後のフォローアップ等、本人に寄り添った支援が求められています。
- 障がい者自身の希望に応じた就労を実現するため、新たに創設される「就労選択支援」の普及も含め、支援体制の強化が必要です。

課題 5 差別の解消、権利擁護の推進について

令和6年4月には、改正した「障がい者差別解消法」が施行される予定であり、国や自治体だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務づけられるなど、障がいを理由とした差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供がより一層求められています。

アンケート調査結果をみると、障がいを理由とした差別や偏見について、前回調査と比較して「ほとんど感じない」が増加している一方、差別や偏見を感じる人がいる人の割合も増加しており、差別や偏見は依然として存在していることがうかがえます。障がいのある人について理解を深めるために必要なこととしては、全ての障がい種別において「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」の割合が高くなっています。また、成年後見制度の利用について、「必要に応じて利用するかどうか考えていく」の割合が高くなっている一方、「既に利用している」と回答した方は1割未満となっています。

目標達成に向けた方向性

- 多方面に対しての差別や偏見の解消に向けて、啓発活動や福祉教育を継続して推進していくことが必要です。
- 住民に対しては障がいに対する理解を深められるように、障がいのある当事者に対しては各種進められている法整備や成年後見制度等の認知度を高められるように、それぞれに適した周知・啓発を行うことで、障がいの有無にかかわらず、住民一人ひとりが互いに認め合える社会を目指すことが重要です。

第 3 章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

障がい者が生涯を通じて いきいきと暮らせるやさしいまち

「障がい者基本法」では、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

本町ではこれまで、障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、全ての人がふれあい、支え合いながら地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる社会の実現を目指してきました。

こうした考え方や取り組みを踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支え合い、認め合える地域づくりに取り組むことにより、障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまちの実現を目指します。



2 基本目標

1 日々の暮らしを支えるまち

障がい者やその家族が、障がいや福祉サービスに関する必要な情報を取得することができるよう、多様な情報システムの構築と各関係機関との連携、コミュニケーション支援の充実を図ります。また、障がい者やその家族が安心して地域で生活ができるよう、各関係機関との連携を図り、一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえた総合的な相談支援体制の充実に取り組みます。併せて、福祉サービスの利用等においては、自己選択・自己決定が基本となることから、意思表示が困難な障がい者に対しても、本人の思いを汲み取ることのできるケアマネジメント体制の充実等に努めます。さらに、地域福祉活動の活用やボランティア育成を促進することで、地域ぐるみでの障がい福祉の推進を図ります。

2 生涯を通じて暮らせるまち

障がい者が地域で充実した生活を送ることができるよう、「誰ひとり取り残されないまちづくり」を目指し、障がい福祉サービス提供体制の充実に向けた施策を展開します。また、障がい者が必要ときに専門医療を受けられるよう、医療体制の確保を図るとともに、入院患者の早期退院と社会復帰に向けて、各関係機関が連携し、退院を促進するための体制の構築に取り組みます。さらに、障がい児や発達に課題のある子どもの早期発見・早期療育につなげるとともに、ライフステージを通して切れ目のない一貫した支援が受けられるよう支援体制の確保に取り組み、一人ひとりの個性に応じた療育・保育・教育の充実を図ります。障がい児やその家族が地域で孤立しないよう、地域全体で支える基盤づくりを進めます。

3 安全・安心なまち

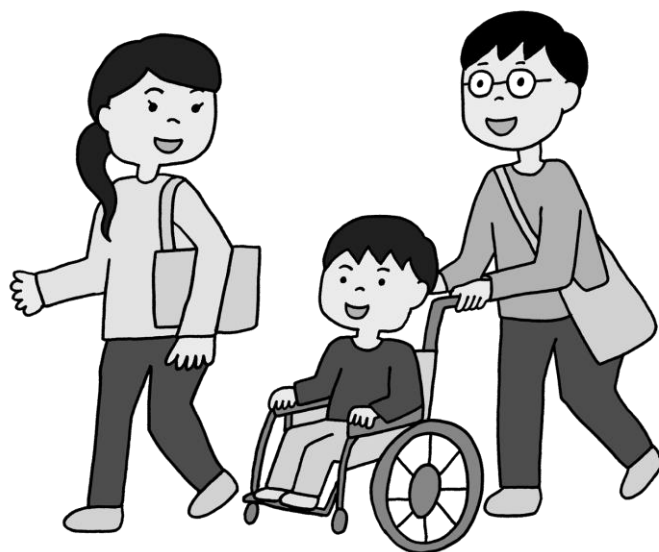
障がい者が、日常生活において安全で安心な生活ができるよう、防犯対策や交通・移動対策に取り組み、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。また、災害時に、障がい者の安全が速やかに確保され必要な支援が受けられるよう、障がいの状況に合った災害時の支援体制整備を推進します。さらに、全ての人々が安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備にも取り組みます。

4 自立した生活を支えるまち

働くことを通じて経済的な基盤を得るとともに、自信や喜び、生きがいを見出し、自分らしく生活できるよう、就労の場における障がいに対する理解促進、働く意欲の向上や本人の意向確認、就労後のフォロー等、支援体制の強化・推進に努めます。また、一般就労をする人が増加することで、就労に伴う生活面のニーズも増大することが考えられるため、就労定着を支援する体制の構築・充実を図ります。さらに、障がい者が地域社会の一員として社会参加し、自己実現を図ることができるよう、障がい者も参加できるスポーツ・文化芸術活動等、地域における様々な活動を展開し、参加を促す取り組みを推進します。

5 ともに支え合うやさしいまち

障がいの有無にかかわらず、住民が常に人権を尊重する心を持ち、互いに理解を深めながらともに支え合い、助け合える「共生のまちづくり」を目指し、障がいや障がい者に対する正しい知識や合理的配慮、関連する法律や諸制度の周知・啓発に取り組みます。また、障がい者が生涯を通じて心豊かな充実した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護等の生活にかかわる支援に取り組みます。



3 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の展開

障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまち

1
日々の暮らしを支えるまち

- (1) 情報提供の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) ボランティアの育成

2
生涯を通じて暮らせるまち

- (1) 生活支援の充実
- (2) 保健・医療サービスの提供
- (3) 療育・教育の充実

3
安全・安心なまち

- (1) 日常生活における安全・安心の確保
- (2) 災害時の安全・安心対策の強化
- (3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

4
自立した生活を支えるまち

- (1) 雇用と就労・就労定着の推進
- (2) 社会参加の促進

5
ともに支え合うやさしいまち

- (1) 理解と啓発の促進
- (2) 差別解消及び権利擁護の推進

第2部 各論

第 1 章 第 4 期障がい者計画

1 日々の暮らしを支えるまち

(1) 情報提供の充実

障がい者が地域で安心した生活を送るためには、必要な情報を的確に伝えることが重要です。本町においては、広報や窓口、ホームページで福祉サービスや文化・スポーツ活動等に関する情報を発信しています。

住民の方がインターネットや相談機関、医療機関の窓口など多様な情報入手先を利用していることを踏まえ、引き続き広報や窓口、ホームページ等あらゆる手段を用いて情報提供に努めるほか、各関係機関との連携を図り、情報提供体制を充実することが必要です。

施策・事業	内 容
①制度、サービスや活動に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関との連携を図り、情報提供体制の強化に取り組みます。・ ホームページやSNS等を活用し、公共サービス、福祉サービスのほか、文化・スポーツ活動、ボランティア活動等の紹介を積極的に行い、情報の充実を図ります。
②情報環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 手話の普及を進めるとともに、住民向け手話奉仕員養成講座や行政職員向けの手話講座を計画的に実施し、手話に理解のある人材の育成・確保を図ります。・ 手話の理解促進・普及を目指し制定された、「広陵町とものにはぐくむ手話言語条例」にかかる理解促進事業を実施します。・ 広報や町が発行する冊子等の読みやすさへの配慮を進めます。・ DXやペーパーレス化の推進、ホームページにおける各種書式のダウンロードや、リンクを用いて他部署の関連記事の閲覧を可能にするなど、情報提供方法の改善に努めます。



(2) 相談支援体制の充実

障がい者が地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえたきめ細かな相談支援体制の構築が必要です。

平成 24 年の障がい者自立支援法改正以降、基幹相談支援センターの設置推進や地域移行支援・地域定着支援の個別給付化、サービス等利用計画の対象者の拡大等、相談支援体制のより一層の推進が求められています。

今後は、多様化かつ複雑化している相談内容に対応できるよう、相談支援体制の強化とともに、より相談しやすい環境を整える必要があります。

施策・事業	内 容
①相談窓口の一元化	<ul style="list-style-type: none">・ 基幹相談支援センターの設置や窓口の一本化により、あらゆる相談に対応できる場所を確保するとともに、相談支援事業者等と連携し、障がいに関する情報の集約を図ります。
②相談事業者の育成・確保	<ul style="list-style-type: none">・ ニーズを的確に踏まえた障がい福祉サービス利用計画を作成し、適切な支援が行えるよう、相談支援事業所の確保と相談支援専門員の資質の向上に努めます。・ 利用者からの相談やサービス利用のあっせん・調整等を行う相談支援事業者の充実のため、民間事業者への委託も含めて相談員の育成・確保を推進します。
③身近な相談場所の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 民生委員・児童委員やボランティア団体等と適切な連携をとりながら、支援が必要な人に対する見守り活動を実施するとともに、地域において気軽に相談できる体制の整備を支援します。・ 福祉サービスに繋がっていない要支援世帯の早期発見と見守りを行う体制を整備し、相談支援機関と協力しながら適切なサービス利用を促します。・ 広報等による相談機関の案内や、来庁や電話だけでなく F A X や電子メール、オンラインミーティングソフト等を活用して相談できる体制の整備等、より相談しやすい環境づくりに努めます。



(3) ボランティアの育成

障がい者の日々の暮らしを支援するためには、行政や民間事業所等のサービスだけでなく、民生委員・児童委員、地域福祉委員等による地域福祉活動の活用やボランティアの協力が不可欠です。

本町では、広陵町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人の相談窓口として、ボランティア活動の支援、ボランティアに関する情報の提供等を行っています。今後は、ボランティアセンターの機能強化を図るとともに、ボランティアの育成が重要となります。

施策・事業	内 容
①身近な地域での見守り	・ 社会福祉協議会の地域福祉委員制度における委員の全地区への設置等、町内の全ての地域で見守り活動が展開されるよう、地域福祉活動の取り組みを推進します。
②ボランティアセンターの機能強化	・ ボランティアセンターの役割について検討し、機能強化を図ります。 ・ ボランティアセンターへの支援を行うとともに、交流会の開催等により、密接な連携を図ります。
③ボランティア活動の条件整備	・ 各種講習会や研修会等を実施し、ボランティアの育成・機能強化を図ります。 ・ ボランティア活動に対する必要な支援を行います。
④関係団体の活動支援	・ 障がい者団体及び家族会への参加を促進し、それらの団体等への活動支援を行います。 ・ 各種団体や企業等に対してボランティア活動への参加を呼びかけます。



2 生涯を通じて暮らせるまち

(1) 生活支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、必要とするサービスを適切に利用できることが重要です。そのためには、福祉サービスの内容の充実やサービス提供者の質の向上を図る必要があります。

また、障がい者及びその家族の高齢化に伴い、家族介護者への支援や福祉サービスの再整備、介護保険との連携等が求められています。さらに、障がい児に対する支援ニーズの増加に対応するため、サービスの充実・強化が必要です。

施策・事業	内 容
①障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに合わせた適切なサービスを提供できるよう、福祉サービス事業所等との連絡調整に努めます。 ・適正にサービスが提供されるよう、相談支援事業者やサービス提供責任者に対する指導や学習機会の提供を行います。
②地域移行の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設や精神科病院からの地域生活移行促進のため、対象者の受け皿となるグループホームの整備を支援するとともに、空き家を福祉サービス提供事業所として活用するなど一人暮らしを希望する人への支援体制の充実・強化を図ります。
③経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳交付時に全数周知を実施し、自立支援医療の活用により医療費の自己負担の軽減について案内するとともに、自動車税等の減免、公共料金の割引や自動車改造費の助成等、障がい者に対する税制上の措置等諸制度の周知と活用を促進を図ります。 ・諸制度以外にも、雇用・就労のための相談先を案内し、経済的自立の支援に努めます。
④関係機関との協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・中和地区3市1町障がい者自立支援協議会を利用し、定期的に地域課題の共有及び検討を行います。 ・関係機関相互のネットワーク構築を推進します。
⑤福祉人材の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の福祉ニーズの多様化に対応するため、福祉サービスを担う職員はもとより、関係機関職員に対しても研修や学習の機会を提供し、さらなる人材育成の充実を図ります。 ・関係機関職員に対し、県が主催する研修等の周知を実施します。
⑥家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・本人と家族介護者に対する支援をさらにきめ細かなものにするために、必要に応じて障がい者・児童・高齢者の各担当部署や地域包括支援センターと情報共有を図ります。 ・家族介護者の精神的負担を軽減するため、保護者が交流・情報交換ができるネットワークづくりの支援を進めます。 ・家族介護者の心身の負担軽減を図るため、短期入所等の必要なサービスの提供に加え、介護者からの相談支援体制を整備します。

(2) 保健・医療サービスの提供

障がい者が生活の様々な場面において、社会的に自立し、安心できる環境を築くためには、かかりつけ医に相談しながら、必要なときに専門医療を受けられる医療体制が重要です。

また、精神疾患を理由に入院している患者の中には、社会的要因により入院が長期間にわたっており、住まいの場や地域での支援体制等が整えば退院できる人も多いとされています。長期入院患者の地域移行を支援するためには、地域での支援体制を整備することが重要です。

施策・事業	内 容
①医療・保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が医療を受けやすい環境づくりを県や関係機関に対して働きかけます。 ・各種保健事業、健診（検診）について、SNSや電子申請システム等を利用した啓発、受診勧奨、募集案内等により、誰もが利用しやすい環境を整備することで、より多くの住民の健康保持や疾病の予防に努めます。 ・地域における健康づくり活動に障がい者が参加しやすい環境整備に努めます。
②早期発見・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「心の健康相談」等の利用を促進し、精神疾患の早期発見・早期治療に取り組みます。
③社会復帰への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰を目指す精神障がい者の地域での暮らしを支援するため、日中活動サービス提供事業所やグループホーム等の整備拡充を働きかけます。 ・相談支援や在宅サービスの利用等により、精神障がい者の自立と社会参加を促進します。
④退院促進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院から退院可能な人が、早期に退院して地域で自立した生活ができるよう、退院から地域生活に移行するまで関係機関と密にケース会議を開催し、円滑な地域移行を目指します。 ・再度入院とならないよう、地域で見守り、支える体制づくりを検討します。
⑤精神疾患に関する広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や町が開催するイベントにおいて、精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発を行い、住民の精神障がいに対する正しい理解を広めます。



(3) 療育・教育の充実

障がい児や発達に課題のある子どもの個性や能力を最大限に生かすためには、一人ひとりの個性に応じた療育・保育・教育を早期に確保することが重要です。障がい児の数は増加傾向であるため、障がい福祉サービスや療育・教育体制のより一層の充実が求められています。

本町では、新生児の訪問指導や健康相談・乳幼児の心身の発達段階に応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期療育の支援を行っています。難病や障がいの疑いがある場合は、保健所やこども家庭相談センター等と連携を図り対応していきます。

施策・事業	内 容
①早期発見・早期療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、育児相談、発達相談等の機会の活用により、障がいの早期発見に努めます。また、関係機関と連携し、早期療育体制の整備を推進します。 ・早期から適切な支援が受けられるよう、生後4か月までの乳幼児がいる家庭に対する助産師・保健師による全戸訪問の実施や、保健師と幼稚園・保育園等の関係機関の連携により、情報の共有を図ります。 ・障がいの早期発見・早期療育や就学に向けた支援を推進します。
②保育・就学前後教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性や発達段階等に応じた対応ができるように、幼稚園・保育園・認定こども園・学校が連携し、保育・教育内容の充実に努めます。 ・幼稚園や保育園、認定こども園等に専門家を派遣し、保育士・教職員に対し、個々に応じた対応ができるよう指導します。また、就学にかかる相談支援を実施し、障がいのある子どもの適正な就学の支援に努めます。 ・障がいがある就学児童の放課後の居場所づくりについて、放課後子ども育成教室のスタッフの充実等、障がいのある児童が安心して過ごすことのできる場所を確保します。
③相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「広陵町子育て家庭総合相談センター」（旧 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点）において、専門職員による相談の実施やサポートプランの作成など、一貫した相談体制と関係機関との連携を強化します。 ・スクールカウンセラーを活用し、保護者や児童が相談しやすい体制を整備します。
④教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前から中学校卒業まで個別の教育支援計画を作成し、一貫した教育支援を行います。 ・特別支援学級に入級している児童・生徒が入級していない児童・生徒と一緒に授業を受ける交流学級を継続的に実施するなど、障がいのある子どもとない子どもの交流及び共同学習の機会を確保するとともに内容の充実に努めます。

施策・事業	内 容
⑤支援者の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育の充実を図ります。また、コーディネーターの専門性の向上を図ることで、各校園での特別支援教育への理解を深めます。 ・ 県教育委員会特別支援教育担当部署による学校への巡回訪問支援制度の活用や、小・中学校の教職員に対する研修を継続的に実施し、全体的な指導力の向上に努めます。
⑥障がいに対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発資料の配布や交流教育、懇談会の実施により、全ての児童や保護者に対して、障がいのある児童・生徒とその教育や、共生社会についての理解の促進を図ります。
⑦学校施設の整備改善（施設と心のバリアフリー）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある児童・生徒が使いやすく、安全性が確保された学校施設にするため、各学校の児童生徒や入学予定者の状況に合わせ、学校施設や設備整備の長期的な計画を検討します。 ・ 各小学校に相談員、各中学校にスクールカウンセラーを配置し、障がいについての相談をはじめ、不登校、いじめ等あらゆる問題について、早期解決や改善に努めます。



3 安全・安心なまち

(1) 日常生活における安全・安心の確保

日常生活において安全・安心に暮らすためには、防犯対策や交通・外出支援に取り組み、障がい者に配慮したまちづくりを推進することが重要です。

本町においては、コミュニティバス等のバリアフリー化や警察と連携した定期的な防犯パトロール、ボランティアによる地域見守り活動を行ってきました。今後は、さらなる外出支援の充実と、犯罪に巻き込まれない体制づくりが必要です。

施策・事業	内 容
①交通・外出支援	<ul style="list-style-type: none">・障がい者が円滑に外出することができるよう、外出支援の利用促進と、ボランティア等支援者の人材確保に努めます。・障がい者が気軽に外出できるよう、福祉タクシーやコミュニティバス等の利便性を高めるとともに、公共施設、商業施設、各駅へのアクセス強化など、地域公共交通のさらなる利便増進に努めます。・タクシー利用時の助成等、各種助成制度の利用を促進し、障がい者の外出に伴う負担を軽減します。・放置自転車等、道路上の放置物に対する指導や自転車のマナー等の啓発活動を実施し、関係機関と連携して安全な歩行空間の確保に努めます。
②防犯対策の整備	<ul style="list-style-type: none">・防犯関係者による講習会の開催等を通じ、地域全体の防犯意識の向上に努めます。・障がい者を含め、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会づくりのために、警察署をはじめとする関係機関と連携し、青色灯付パトロールカーによる定期的な防犯パトロールやボランティアによる地域見守り活動を継続して実施します。・聴覚や言語等に不自由があり、電話を使えない人が、FAXや電子メールで警察・消防に緊急通報する方法について、ホームページや広報等で、積極的に広報を行います。



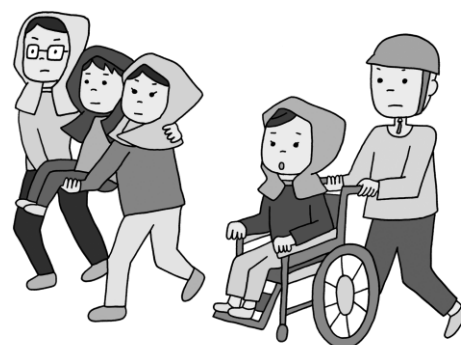
(2) 災害時の安全・安心対策の強化

近年、頻発している地震・風水害などの災害時において、援助が必要な人の避難支援が喫緊の課題となっています。

本町においては、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報に留意しながら、援助が必要な人の把握に努めてきました。今後は、地域における災害時の支援体制を整備することが求められています。

施策・事業	内 容
①知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に障がい者が迅速かつ安全に避難できるよう広陵町ハザードマップの改定や※「広陵町避難行動要支援者避難支援プラン」の内容を充実させるとともに、防災知識の普及・徹底に努めます。 ・障がい者に対し、避難場所や避難方法を周知するとともに、町主導で防災訓練や防災学習を積極的に行い、「共助」の意識を育みます。
②災害時要配慮者への防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会、民生委員、防災士ネットワーク等各種関係機関と連携し、災害時に支援を必要とする障がい者の把握や、防災訓練時の安否確認と要支援者に対する協力体制の充実など、地域における災害時の支援体制を整備・強化します。 ・福祉避難所を含む避難所の環境、職員の対応等について、災害対応についての会議で協議します。 ・地域における各種防災訓練の際に、災害時要配慮者の視点に立った避難誘導訓練や障がい者も参加した防災訓練を実施し、安全な避難の確保に努めます。 ・災害発生時の要支援者一人ひとりに対する避難方策等を記載した「個別計画」の作成に努めます。 ・災害時の情報伝達手段として、災害時要配慮者に配慮した緊急通報システムの確立に努めます。また、平常時から広報やSNS等を通じて情報発信を行い、防災に対する啓発活動に努めます。 ・避難所の開設にあたっては、障がい者用トイレの設置や簡易トイレを用意するとともに仮設スロープの設置、段差解消等のバリアフリー化に努めます。 ・福祉的・医療的サービスが必要な人については、関係機関との連携のもとに、必要な措置を講ずるとともに、平素から手話通訳・要約筆記・介護を行うボランティア等の確保に努めます。また、介護サービス事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援します。

※「(仮称) 高齢者・障がい者等避難支援マニュアル」を「広陵町避難行動要支援者避難支援プラン」へと変更しました。



(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

県においては、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化が進められています。

本町においても、施設の新築・改修時は「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、整備を行うほか、歩道の整備や段差の解消、新規に整備する歩道のバリアフリー化を積極的に推進してきました。引き続き、バリアフリーに対応した施設の整備を進めるとともに、誰もが安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に取り組みます。

施策・事業	内 容
①住みよい福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の趣旨に基づき総合的な福祉のまちづくりを推進します。・民間施設等の整備について理解と協力を得るため、一層の啓発活動を推進し、誰もが安全で快適に過ごせるまちづくりの実現に努めます。
②公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none">・公共施設の整備において、障がい者に配慮した安全かつ快適な施設、空間づくりに努めます。・新設施設については、障がい者の意見も取り入れながら整備を進めます。・公共施設のバリアフリー化にあたっては、計画的かつ優先度を勘案した段階的な改修整備に努めます。・ユニバーサルデザインの普及のための研究や啓発を進めます。
③道路の整備	<ul style="list-style-type: none">・障がい者が安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車いすが交差できる幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消に努めます。・視覚障がい者誘導用ブロックや音声信号の設置等を目指し、関係機関に働きかけます。



4 自立した生活を支えるまち

(1) 雇用と就労・就労定着の推進

障がい者の就労を促進するためには、企業等における受け入れ体制の整備や、障がいに対する理解があることが重要です。

また、障がい者の安定的な就業生活の維持のために、企業や関係機関等と連絡調整を行い、きめ細かな相談・支援体制の整備が必要です。

施策・事業	内 容
①就労の移行を進める支援策	<ul style="list-style-type: none">・特別支援学校等の在学中に加え、卒業後も就労支援を実施し、就労への移行を促進します。・企業等における障がい者の雇用や職場内における障がいへの理解を深め、安定した雇用につなげるために、評価・検証により現状を把握し、適切な啓発活動を推進します。・特別支援学校や就労支援機関からの職場体験・実習を積極的に受け入れ、就労に対する適正な評価に協力します。
②雇用と福祉の連携	<ul style="list-style-type: none">・ハローワークや奈良障がい者職業センター、就労系サービス提供事業所等の地域資源のネットワーク形成を図ります。・障がい者雇用の情報提供や相談体制の充実、専門相談員による適性に合った就職のあっせん等により、障がい者の就労支援を推進します。
③職業相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none">・企業等における障がい者雇用の現状や課題を把握し、障がい者の雇用にかかわる人材の確保や資質の向上に努め、相談機能の充実を図ります。
④就労定着のための支援	<ul style="list-style-type: none">・就労を継続していくための課題に対し、職場や家族、医療機関や福祉施設が連携して本人に指導や助言を行う就労定着支援の利用を推進します。



(2) 社会参加の促進

障がい者の社会参加を促進するためには、スポーツ・文化・芸術活動等、地域における様々な活動に参加できる環境を整えることが重要です。

本町においては、障がいの有無にかかわらず取り組める生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を推進してきました。今後は、施設におけるより一層のバリアフリー化の推進や誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーションの充実が求められます。

施策・事業	内 容
①身近な生涯学習 機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域において、障がい者が健常者とともに生涯学習活動に取り組めるよう、各種の学級・講座等の情報提供や受け入れ体制等の検討・整備を図ります。 ・町立図書館において、点字図書や大活字本、読み上げ機能付電子図書を積極的に蔵書とし、障がい者に配慮したサービスに努めます。
②スポーツ・ レクリエーション 活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域でスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会や活動の場の充実に努めるとともに、仲間づくりや情報提供、専門的な指導員の養成・確保等、継続してスポーツ等を楽しめる環境づくりを推進します。 ・障がい者やその家族、誰もがスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、生涯スポーツに関する広報・周知や、「広陵町スポーツフェスティバル」における新競技の導入による活動の場の充実等、スポーツを通じた障がい者と地域住民の交流を図る機会の提供に努めます。 ・住民参加型のスポーツクラブである、「広陵ステーションプラス1クラブ」への支援を実施します。 ・県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加を積極的に支援します。
③スポーツ施設の バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション施設の改修・整備の際に、車いすでも利用できるトイレの設置等、障がい者に配慮した施設整備に努めます。 ・障がいのある人が身近な地域でスポーツに親しめるよう、スポーツ施設利用促進のためのわかりやすい利用案内に努めます。



5 ともに支え合うやさしいまち

(1) 理解と啓発の促進

障がい者の基本的人権を尊重することはもとより、一人ひとりの障がいに対する理解を深めるために、本町においては、「人権週間」や「障がい者差別解消法」に関する広報等での周知に取り組んできました。また、子どもたちから他人への思いやりや助け合いの心を育てるため、小・中学校において取り組みを推進してきました。

今後は、障がいに対する理解促進のため、あらゆる啓発方法の検討及び福祉講座や講習会の内容の充実を図り、住民が互いに支え合い、助け合える環境づくりを進めます。

施策・事業	内 容
①障がいや障がい者に関する正しい理解と認識の啓発	<ul style="list-style-type: none">・「人権週間」や「障がい者週間」等における啓発を実施し、身体障がい者補助犬法をはじめ、日常生活にかかわる障がい者の権利に関する法律や制度等についての啓発を行います。・全職員を対象とした研修を通じ、各部署において障がい者を取り巻く問題について検討し、障がい者理解に努めます。
②学校教育における取り組み	<ul style="list-style-type: none">・障がい者への正しい認識と、他人を思いやる心を育むため、子どもたちが障がい者とふれあう機会づくりに努めます。・障がいや障がい者を取り巻く問題についての理解を深めるため、子どもたちの成長に応じた人権教育を推進します。
③地域における啓発	<ul style="list-style-type: none">・福祉講座や講習会の開催等、地域における福祉に関する学習活動を支援します。・広報等を利用し、県が主催する講座等の案内を実施します。



(2) 差別解消及び権利擁護の推進

平成 28 年 4 月から、「障がい者差別解消法」が施行され、地方公共団体においては、「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮の提供」が義務づけられています。

県においても「奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づくガイドラインが作成され、「不利益な取扱い」や「合理的な配慮の不提供」についてわかりやすく示されています。

本町においては、自らの判断でサービスを選択したり、契約ができない障がい者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の実施に取り組んできました。今後は、これらの権利擁護に加え、差別解消及び合理的配慮を推進することで、障がい者が生涯を通じて心豊かな生活を実現できるよう、取り組みを進めます。

施策・事業	内 容
①障がい者差別解消法の適切な運用及び障がいを理由とする差別の禁止	<ul style="list-style-type: none">・障がい者差別解消法の観点を兼ね備えた職員の育成を行います。・どのようなことが障がい者に対する「不利益な取扱い」や「合理的な配慮」に当たるか、広報やホームページ等を用いて積極的に発信することで、障がいを理由とする差別の解消を図ります。・ポスター掲示等により、「奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の啓発を実施します。
②合理的な配慮の実施	<ul style="list-style-type: none">・合理的な配慮の観点に基づく職員対応要領について新規採用職員への研修を実施するとともに、行政サービスの改善に努めます。また、環境面での合理的配慮にも努め、改善を図ります。
③権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">・知的・精神障がい者のうち、判断能力が不十分な人等に対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を促進するため、より一層の周知・啓発や支援を行います。・福祉サービス利用者に対して、早期の段階で関係機関と制度の適切な活用につながるよう協議し、重層的な支援体制の整備に努めます。・家庭内や施設、雇用先における障がい者に対する虐待防止のため、関係機関職員との連携を深めるとともに、相談・連絡があった場合の緊急時の受け入れ先を確保します。

第 2 章 第 7 期障がい福祉計画

1 令和 8 年度までの数値目標

障がいの有無にかかわらず地域でともに暮らす共生社会の実現に向け、地域生活移行や就労支援等の施策の充実を図るため、国の基本指針に従い、「福祉に関するアンケート調査」の結果及び「第 6 期障がい福祉計画」の進捗状況等を踏まえて、令和 8 年度を目標年度とする成果目標を以下のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	① 地域生活に移行する人数 令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	② 施設入所者の減少数 令和 8 年度末時点の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減することを基本とする。

項目	数値	考え方
令和 4 年度末時点の施設入所者数 (A)	35 人	令和 4 年度末時点の施設入居者数
① 地域生活に移行する人数	3 人 (A) × 6%	令和 4 年度末時点での施設入居者数は 35 人であり、国の指針に基づいて算出した 3 人を第 7 期における目標値として設定します。
② 施設入所者の減少数	2 人 (A) × 5%	令和 4 年度末時点での施設入居者数は 35 人であり、国の指針に基づいて算出した 2 人を第 7 期における目標値として設定します。



(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	<p>地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末までの間に各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ●強度行動障がいを有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
--------	--

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備及び運用状況	1箇所	令和6年度以降、町内の事業者等と協議を重ね、ニーズに見合った拠点の整備を目指します。
強度行動障がいを有する方に関する支援体制の整備【新規】	1箇所	今後、香芝・広陵連絡会にて対応可能な事業所の開拓を目指します。

※地域生活支援拠点について、これまで中和地区3市1町で整備を進めてきましたが、各自治体のニーズや考え方が異なるため、今後は本町独自の方針で推進していきます。実施計画を作成し、令和6年度から検討に向けた協議を町内の事業所等を中心に行い、住民が安心して利用できる拠点づくりを行っていきます。



(3) 福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	① 一般就労への移行者数 ●令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。 ●就労移行支援については、令和8年度までに、令和3年度実績の1.31倍以上の移行実績を達成することを基本とする。
	② 就労継続支援の利用者数 ●就労継続支援A型については、令和8年度までに、令和3年度実績のおおむね1.29倍以上を目指すこととする。 ●就労継続支援B型については、令和8年度までに、令和3年度実績のおおむね1.28倍以上を目指すこととする。
	③ 就労移行支援事業所の割合 就労移行支援事業所の割合については、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
	④ 就労定着支援事業の利用者数 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
	⑤ 就労定着率7割以上の事業所数 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

項目	数値	考え方
①-1 一般就労への移行者数	7人 5×1.28	令和3年度の一般就労への移行者数の実績は5人であり、国の指針に基づいて算出した7人を令和8年度における目標値として設定します。
①-2 就労移行支援における移行者数	3人	令和3年度就労移行支援における一般就労への移行者数の実績は2人であり、令和8年度においては3人を目標値として設定します。
②-1 就労継続支援A型事業における移行者数	3人	令和3年度就労継続支援A型事業における一般就労への移行者数の実績は2人であり、令和8年度においては3人を目標値として設定します。
②-2 就労継続支援B型事業における移行者数	2人	令和3年度就労継続支援B型事業における一般就労への移行者数の実績は1人であり、令和8年度においては2人を目標値として設定します。
③ 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	3箇所 60%	本町の利用者が通所している就労移行支援事業所は現段階では5箇所であり、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を3箇所とすることを目標とします。
④ 就労定着支援事業の利用者数	1人	令和3年度就労定着支援事業を通じて一般就労に移行する者は0人であり、令和8年度においては1人を目標値として設定します。
⑤ 就労定着率7割以上の事業所数	—	本町の就労定着支援利用者が利用する事業所は現段階では0箇所であるため、目標値は設定しません。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

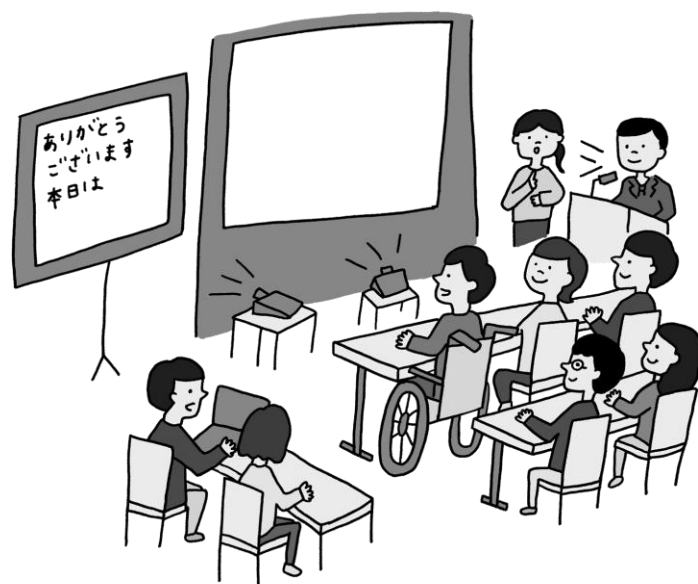
国の基本指針	<p>相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置。 ●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
--------	--

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置	1箇所	中和地区3市1町自立支援協議会において基幹相談支援センターの設置の必要性の有無について協議をしていきます。
地域のサービス基盤の開発・改善【新規】	有	圏域内のサービス提供事業所について情報を集約し、足りない社会資源について協議会を通じて共有し、誘致や創設に向けて協議をしていきます。

(5) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針	<p>障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築</p> <p>令和8年度までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p>
--------	---

項目	数値	考え方
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	有	厚生労働省や県、国保連合会等が主催する研修会に積極的に参加し、事業所等に助言できるよう福祉サービスに関する知識の獲得に努めていきます。



2 障がい福祉サービスの見込み量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

サービス名	実施内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の方または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要としている人に対し、自宅等で入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	1,060	1,024	1,031	1,345	1,463	1,581
	人/月	68	68	57	75	82	89
重度訪問介護	時間/月	165	89	112	171	185	185
	人/月	3	2	1	2	3	3
同行援護	時間/月	22	35	52	45	45	52
	人/月	3	4	3	4	4	5
行動援護	時間/月	369	541	672	573	617	661
	人/月	19	23	25	26	28	30
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 居宅介護、重度訪問介護については、引き続き安定したサービス量を提供できるよう、サービス提供事業者との連携やサービスの質の向上を図ります。
- 同行援護、行動援護については、地域で自立した生活を送るために重要な事業であることから、サービス提供基盤を確保するとともに、サービスに関する情報提供や必要とする人の把握に努めます。
- 重度障がい者等包括支援については、新規に利用者を見込むため、サービス基盤の整備を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	実施内容
生活介護	常時介護が必要な重度の障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。
就労選択支援【新規】	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労移行支援	生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談など、一般就労へ繋がるための支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業などへの就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業などへの就労が困難な人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を実施します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がいのある人を介助する方が病気などの場合に、障がいのある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値 (第6期) ※			計画値 (第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,794	1,850	1,973	1,921	1,958	2,015
	人/月	98	98	101	102	104	107
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	61	35	9	35	35	46
	人/月	5	3	0	3	3	4
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	11	31	26	20	20	20
	人/月	2	2	2	2	2	2
就労選択支援	人日/月	—	—	—	—	—	—
	人/月	—	—	—	—	1	2

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	70	60	60	76	87	98
	人/月	11	7	4	7	8	9
就労継続支援（A型）	人日/月	365	405	521	592	629	666
	人/月	27	28	30	32	34	36
就労継続支援（B型）	人日/月	968	1,032	1,022	1,064	1,078	1,092
	人/月	72	74	73	76	77	78
就労定着支援	人/月	0	3	3	2	3	4
療養介護	人/月	1	1	1	1	1	1
短期入所（ショートステイ）	人日/月	72	98	187	198	218	238
	人/月	22	27	28	30	33	36

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 生活介護については、引き続き安定したサービスを提供できるよう、サービス提供体制の確保に努めるとともに、サービス提供事業者との連携やサービスの質の向上を図ります。
- 就労系サービス（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）については、第7期計画からの新規事業である就労選択支援も踏まえ、障がい者が安定的に就労と社会参加ができるよう、就労支援サービス提供事業者の確保に努めるとともに、サービス利用者をはじめ、自立支援協議会や特別支援学校、ハローワーク等の就労支援機関やサービス提供事業者との連携を深めます。
- 短期入所（ショートステイ）については、必要とするときにサービスを受けられるよう、サービスの提供基盤の確保に努めるとともに、近隣市町村及び自立支援協議会等のネットワークを活用し、医療が必要な人が利用できる短期入所施設の情報を把握します。



(3) 居住系サービス

サービス名	実施内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況や体調等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談、要請があった際は、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
施設入所支援	通所によって生活介護や訓練などを受けることが困難な方を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値(第6期) ※			計画値(第7期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	31	37	40	43	46	49
施設入所支援	人/月	37	35	35	36	36	36

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 自立生活援助については、地域で安心して生活することができるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。
- 共同生活援助(グループホーム)については、地域で自立した生活を送る場としての役割を担う事業であることから、事業所等と連携し、利用希望者の把握を行うとともに、サービス提供事業者の確保に努めます。
- 施設入所支援については、利用者の意向等を踏まえ、退所可能な対象者には地域移行や地域定着を推進するため、地域での生活を継続して支援するとともに、サービス提供事業者や関係機関との連携に努めます。

(4) 相談支援

サービス名	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等入所者または精神科病院に入院している精神障がい者を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した人や一人暮らしへ移行した人などを対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談などの必要な支援をします。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	39	46	51	57	63	70
地域移行支援	人/月	0	1	0	0	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	1	1

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 多様なニーズに対応できるよう、相談支援事業者や相談支援従事者の確保・育成に取り組みます。また、地域生活の移行においては、病院や施設との連携を強化することで、対象者の抽出に努め、関係機関と退院に向けて協議を行っていきます。そして、計画相談支援の早期実施により、切れ目のない支援を提供できるよう努めます。



3 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

事業名	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動等を行います。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

《確保の方策》

- 障がいの特性や障がい者への理解を深める福祉講座や講演会の開催、広報・ホームページ等での広報活動を行い、共生社会実現のための地域住民に対する理解促進と意識啓発に努めます。

② 自発的活動支援事業

事業名	実施内容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

《確保の方策》

- 現在、発達障がい児の保護者を対象とした勉強会を定期的で開催しており、保護者同士が情報交換できる交流活動の場を設けています。今後も事業の継続に努めます。
- また、3市1町において精神障がい者を抱える家族を対象とした勉強会として「家族教室」を定期的で開催しており、家族同士が情報交換し、一人で抱え込まないように交流する場を設けています。今後も事業の継続に努めます。

③ 相談支援事業

事業名	実施内容
障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
市町村相談支援機能強化事業	市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がい者等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3	4	4	4
基幹相談支援センター	有無	無	無	無	無	無	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	無	無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	有

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 障がい者が自らの意思・決定に基づき、自立した生活を送ることができるよう、障がい種別に対応した相談支援体制の充実に努めるとともに、各種サービスについて当計画期間中の実施に向けて検討します。

④ 成年後見制度利用支援事業

事業名	実施内容
成年後見制度利用支援事業	認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するための費用を助成します。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	2

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 施設への入所や介護者の高齢化などに伴い、支援を必要とする人が適切に利用できるよう、関係機関と連携し、積極的に情報を発信します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	実施内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	有

《確保の方策》

- サービス利用のニーズがあった場合に速やかに対応できるよう、関係機関と連携し、利用ニーズの把握やサービス基盤の確保に努めます。また、社会福祉協議会と連携し、サービスを実施できるよう令和6年度以降に検討・協議を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

事業名	実施内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障を伴う障がいのある人に対し、意思疎通支援者の派遣等を行います。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	人	8	9	8	8	8	8

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 一定の利用が見込まれていることにより、引き続きサービス提供体制を確保するとともに、事業の周知を図ることで、サービスの利用を促進します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

事業名	実施内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	1	3	2	3	3	3
自立生活支援用具	件	5	3	2	3	4	5
在宅療養等支援用具	件	5	4	5	5	6	7
情報・意思疎通支援用具	件	2	0	2	3	3	4
排泄管理支援用具	件	134	143	136	143	147	151
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	3	4	0	4	4	5

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 引き続きサービス提供体制を確保するとともに、障がいの特性に合わせた適切な支給に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成講座研修事業

事業名	実施内容
手話奉仕員養成講座 研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成講座 研修事業 (受講者数)	人	10	8	11	10	10	10

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 手話奉仕員養成講座を定期的で開催するとともに、事業の周知を行うことでより多くの人の参加を促します。

⑨ 移動支援事業

事業名	実施内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出時の移動支援を行うサービスです。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間	4,085	5,134	4,055	4,225	4,550	4,870

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 地域生活を円滑に送ることができるよう、安定したサービス提供に努めるとともに、各事業所のヘルパー等に研修への参加を働きかけるなど、人材の確保と技術の向上を図ります。

⑩ 地域活動支援センター事業

事業名	実施内容
地域活動支援センター事業	在宅の障がい者が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供を受け、社会との交流の促進等を行うサービスです。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	3	4	4	4
	人	8	8	8	9	9	9

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 引き続き安定的な運営と活動の場の確保に努めることで、創作的活動や生産活動の機会の充実と、社会との交流の促進を図ります。
- 相談や仲間との交流の場として重要な役割を果たすことから、他のサービスを利用していない対象者を中心に社会参加の場として利用を促していきます。



(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

事業名	実施内容
日中一時支援事業	障がい者を対象に、在宅で一時的に介護が困難なときに日帰りショートステイを行うサービスです。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	10	15	18	20	22	25

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 必要とする人が必要とするときにサービスを受けることができるよう、引き続きサービス提供事業者との連携や利用者の把握に努めるとともに、特別支援学校の長期休暇期間等の障がい児の居場所づくり等、障がい児とその家族の支援を行います。

② 訪問入浴サービス事業

事業名	実施内容
訪問入浴サービス事業	入浴困難で家族の介護が得られない重度身体障がい者に、在宅での訪問入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人	4	5	5	5	6	7

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 一定の利用が見込まれていることから、安定したサービス提供に努めるとともに、事業の周知を行います。

4 その他の活動指標

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《事業の概要》

事業名	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち、それぞれのサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域定着支援	
精神障がい者の共同生活援助	
精神障がい者の自立生活援助	

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築とは

平成 29 年 2 月、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念とされました。

本町では、精神障がい者への福祉サービスの提供、地域での見守り支援等に取り組んでいきます。引き続き切れ目のない支援を行うとともに、今後は関係機関と連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	8	10	12	15	17
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	32	46	70	84	105	119
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	1	1	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	0	1	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	0	0	0	0	1	1
精神障がい者の共同生活支援	人	5	7	11	13	16	19
精神障がい者の自立生活支援	人	0	0	0	0	0	1

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

（2）相談支援体制の充実・強化

《事業の概要》

事業名	内容
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みをそれぞれ設定します。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）※			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援	有無	無	無	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0	0	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成支援件数	件	0	0	0	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	1	2	4	4	4	4

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

(3) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

《事業の概要》

事業名	内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無の見込みを設定します。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	3	3	3	3	3	3
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果、及び指導監査結果の関係市町村との共有	有無	有	有	有	有	有	有

(4) 地域生活支援拠点等

《事業の概要》

地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定します。

地域生活支援拠点について、これまで中和地区3市1町で整備を進めてきましたが、各自治体のニーズや考え方が異なるため、今後は本町独自の方針で設置に向けて協議を行い、令和7年度設置を目指します。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	0	0	0	0	1	1
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	6	12	3	4	4	4

第 3 章 第 3 期障がい児福祉計画

1 令和 8 年度までの数値目標

障がい児支援の提供体制の整備等

《事業の概要》

国の基本指針	児童発達支援センター*7の設置	令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。
	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築 （保育所等訪問支援等の整備）	令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
	重症心身障がい*9児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。
	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和 8 年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

《目標設定の考え方》

- 「児童発達支援センター」や「保育所等訪問支援」、「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」については、現在町内あるいは中和圏域内に該当する事業所が設置されているため、目標を達成しています。
第 3 期においても、県・圏域内の自治体・事業所と連携して、引き続きサービスの充実を図るものとします。
- 医療的ケアを必要とする子どもの支援については、中和地区 3 市 1 町障がい者自立支援協議会において、他自治体や関係機関と連携を図り協議を行っています。
今後も関係機関と連携し、町内または圏域内での医療的ケア児支援のための協議の場の設置に向け取り組みます。

2 障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策

障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策

サービス名	実施内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問 支援	保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達 支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型児童発達 支援※	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療もを行います。
障がい児相談支援	障がい児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障がい児支援利用計画を作成します。また、通所支援開始後、継続障がい児支援利用援助（モニタリング）を行い、サービスが適切かを検討します。

※令和6年度より、医療型児童発達支援は児童発達支援と統合されます。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第2期）※			計画値（第3期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	564	577	695	720	780	825
	人/月	77	82	89	96	104	110
放課後等 デイサービス	人日/月	1,139	1,323	1,492	1,656	1,822	1,989
	人/月	120	132	152	169	186	203
保育所等 訪問支援	人日/月	10	12	13	16	19	21
	人/月	8	9	11	13	15	17
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	2	2	2	2
	人/月	0	0	1	1	1	1
医療型 児童発達支援	人日/月	33	18	18	13	13	13
	人/月	2	1	1	2	2	2
障がい児相談 支援	人/月	46	52	61	70	78	87

※令和5年度の実績値は年度途中の実績に基づく推計値

《確保の方策》

- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、第3期においても見込み量を上回る利用があり、今後も利用の増加が見込まれていることから、サービス提供事業者や関係機関と連携し、サービス提供体制の確保と事業の周知を図ります。
- 保育所等訪問支援については、今後も利用の増加が見込まれており、サービス提供事業者の確保を進めるとともに、子ども・子育て支援事業計画と連携を図りながら、サービスの質の充実に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、今後利用のニーズがあった場合に速やかに対応できるよう、サービス提供事業者の確保を進めるとともに、事業の周知を図ります。
- 医療型児童発達支援については、近隣市町村と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 障がい児相談支援については、第3期においても見込み量を上回る利用があり、今後も利用の増加が見込まれていることから、サービス提供体制の確保に努めます。

3 その他の活動指標

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

《事業の概要》

医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

《実績と見込み》

項目	単位	実績値（第2期）			計画値（第3期）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	3	3	7	7	7	8



第4章 計画の推進体制

1 住民・当事者・ボランティア・団体・行政の連携

障がい福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等、広範囲にわたっています。その理念を具現化し、施策を展開していくためには、様々な団体や組織、そして住民の参画が必要不可欠です。そのため、住民と行政の連携をより一層強め、計画の周知・啓発を積極的に実施し、実現に向けて取り組んでいきます。

2 庁内推進体制の充実

多岐にわたる施策の効果的かつ確実な実施のために、関連各部署や関係機関との連携をさらに強化し、重層的な支援を見据えた庁内の推進体制をより充実します。また、全ての職員が各自の職務を遂行することができるよう、障がい者福祉に関する知識と意識を高めていきます。

3 当事者の参加促進

本計画の施策やサービスの実効性を高めるために、計画の進捗状況や施策内容の充実方法等について、障がい者との意見交換の場を設け、本人やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

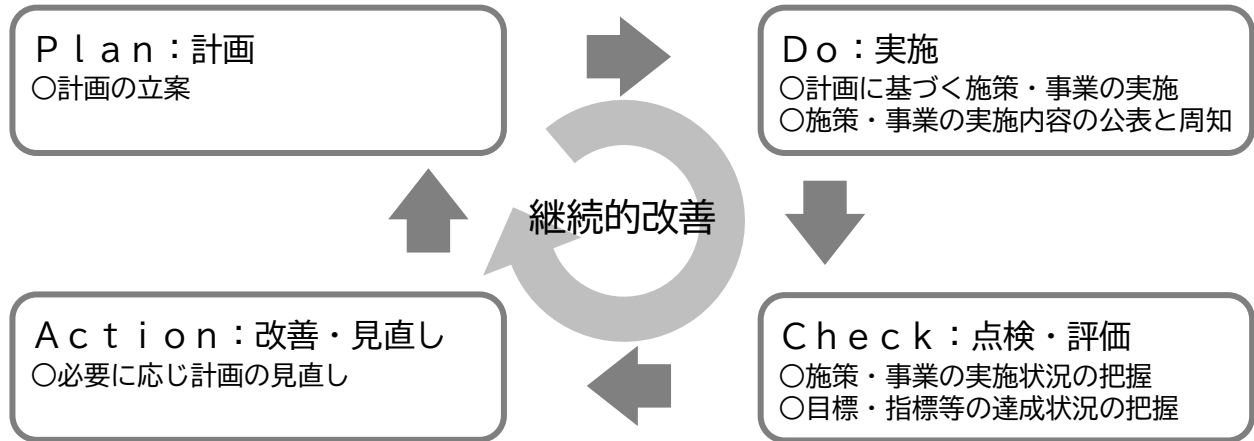
4 国・県・近隣市町村との連携

障がい者及び住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援等、近隣市町村と広域的な連携とネットワークの強化を図り、計画を推進します。

5 進捗状況の把握

計画に定める事項の進捗状況については、定期的に点検及び評価を行うとともに、広陵町障がい者施策推進協議会に報告し、必要があると認められるときは計画の見直しを行うなど、着実な計画の推進に努めます。



資料編

1 広陵町障がい者施策推進協議会について

(1) 広陵町障がい者施策推進協議会設置条例

(設置)

第1条 障がい者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、広陵町障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法の規定に基づく広陵町障がい者計画の策定、変更及び進捗状況の確認に関すること。
- (2) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく広陵町障がい福祉計画の策定、変更及び進捗状況の確認に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく広陵町障がい児福祉計画の策定、変更及び進捗状況の確認に関すること。
- (4) 町における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (5) 町における障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (6) その他、障がい者等に関する施策に関し町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、障がい者に関する施策の推進に関し、識見を有する者、障がい者、障がい者の家族、障がい者の福祉に関する事業に従事する者及び町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は当該協議会に属する委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 町長は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は当該部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 広陵町障がい者施策推進協議会委員名簿

(五十音順)

氏名	所属等
秋本 旬子	相談支援センターふわら
大東 雄一郎 (会長)	広陵町医師会 医師
鎌田 剛 吏	生活支援センターなつつ
久保 博 (職務代理)	広陵町身体障がい者相談員、広陵町知的障がい者相談員
小泉 晃子	広陵町社会福祉協議会
中村 博 樹	相談支援センターどんぐり
西島 保	広陵町身体障がい者交友会
松村 都史子	相談支援センターリバティーすみれ
撫養 尚 美	ひまわり学園真美ヶ丘自立訓練校
森岡 利 文	奈良県葛城精神障がい者家族会 (すみれ会)
矢部 亮 平	知的障がい者支援施設青垣園
吉田 英 史	広陵町けんこう福祉部長
吉村 強 二	広陵町民生児童委員協議会
陸田 八 郎	広陵町手をつなぐ育成会

(3) 計画の策定経過

年月日	事項	内容
令和5年 7月27日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・広陵町障がい者施策推進協議会について ・広陵町障がい者計画等の概要説明及び現行計画の達成状況について ・アンケート調査について
令和5年 8月から9月	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各種障がい者手帳所持者及び障がい児通所受給者証所持者を対象に、障がい者と障がい児の生活状況やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施
令和5年 10月24日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の骨子案について
令和5年 12月27日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案について ・パブリックコメントの概要について
令和6年 1月19日から 29日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案を提示し、広く住民に意見を求める
令和6年 2月14日	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・広陵町第4期障がい者計画・広陵町第7期障がい福祉計画・広陵町第3期障がい児福祉計画(案)について

2 庁内ヒアリング担当課名簿

「広陵町第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、担当部署にヒアリングを実施し、施策案の検討と連携について協議を行いました。

担当課
秘書人事課
総合政策課
デジタル推進室
安全安心課
けんこう推進課
こども課
子育て総合支援課
協働のまちづくり推進課
都市整備課
教育総務課
学校支援課
スポーツ振興課
生涯学習文化財課
図書館

3 用語集

【あ行】

* 1	一般就労 P 13	事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態をいう。
* 2	医療的ケア P 17	家族等が日常的に行っている経管栄養やたんの吸引等の医療的な生活援助。医師による治療のための医療行為とは区別される。

【か行】

* 3	ガイドヘルパー （移動介護従業者） P 55	正式名称を「移動介護従業者」といい、全身性障がいを持つ人、視覚障がいのある人、知的障がいのある人など一人で外出するのが困難な障がい者に対して、必要なサポートや介助を行う人。
* 4	共生社会 P 3	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。
* 5	交流及び共同学習 P 50	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等が行う、障がいのある児童と障がいのない児童、あるいは地域の障がいのある人とがふれあい、ともに活動すること。相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。

【さ行】

* 6	差別 P 3	「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む（障がい者権利条約第2条）。
* 7	児童発達支援センター P 95	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があるが、令和6年度より統合される。

* 8	社会的障壁 P 3	障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの。社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）に大別される。
* 9	重症心身障がい P 95	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態をいう。
* 10	障がい者 P 2	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障がい者基本法第2条）。
* 11	障がい者基本法 P 2	障がい者のための施策の基本となる事項を定めた法律。国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への活動への参加を促進することを目的としている。
* 12	障がい者雇用促進法 P 2	障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。障がいのある人に対し職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進について、また事業主が障がい者を雇用する義務をはじめ、差別の禁止や合理的配慮の提供義務を定めている。
* 13	障がい者差別解消法 P 2	障がいを理由とする差別を禁止する具体的な対策を定めた法律であり、障がいのある全ての人が障がいのない人と同じように、基本的人権を生まれながらに持つ個人としての尊厳を尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を持つことを確認している。
* 14	障がい者総合支援法 P 2	様々な福祉サービスを障がいや難病のある人個々のニーズに応じて組み合わせ、利用できる仕組みを定めている。障がいの多様な特性に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す「障がい支援区分」が創設され、サービス基盤の計画的な整備を行うことを定めている。
* 15	就労定着支援 P 15	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を実施する事業。

*16	自立支援医療 P 7	<p>心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。</p> <p><対象者></p> <p>①更生医療：身体障がい者福祉法に基づく身体障がい者手帳を所持し、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人（18歳以上）。</p> <p>②育成医療：その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる身体に障がいを有する児童（18歳未満）。</p> <p>③精神通院医療：精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に必要とする人。</p>
*17	自立支援協議会 P 50	<p>障がい者支援を行う地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う組織。</p>
*18	成年後見制度 P 2	<p>認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・補佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。</p>

【た行】

*19	地域移行支援 P 16	<p>障がい者支援施設等の入所者または精神科病院に入院している精神障がい者を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行う事業。</p>
*20	地域生活支援拠点 P 3	<p>障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの。</p>
*21	地域生活支援事業 P 3	<p>地域で生活する障がい者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行うことにより、障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする事業。</p>

*22	地域包括ケアシステム P18	障がい者や高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制。
*23	DX P49	「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略称であり、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活のスタイルを変えること。保険・医療においては、介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること。

【な行】

*24	難病 P2	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう（難病の患者に対する医療等に関する法律）。
*25	乳児家庭全戸訪問事業 P50	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業。

【は行】

*26	発達障がい P2	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
*27	バリアフリー P3	高齢者や障がい者の歩行、住宅等の出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。または、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、障がい者を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用等における障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。
*28	ボランティア P49	一般的には報酬を目的とせず、自発的な意志に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することをいう。その内容・形態は多様となっている。

広陵町第4期障がい者計画
広陵町第7期障がい福祉計画
広陵町第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

広陵町 けんこう福祉部 社会福祉課

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠 161 番地 2
広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」内

T E L : 0745-55-6771

F A X : 0745-54-5324